

衆議院 文部科学委員会 議 録 第 十 四 号

平成十四年六月七日(金曜日)

午前九時十分開議

出席委員

委員長 河村 建夫君

理事 齊藤 斗志二君

理事 田野 瀬良太郎君

理事 平野 博文君

理事 齊藤 鉄夫君

理事 伊藤 信太郎君

理事 小淵 優子君

理事 岡下 信子君

理事 北村 直人君

理事 佐藤 勉君

理事 高市 早苗君

理事 中野 清君

理事 林田 彪君

理事 松野 博一君

理事 森田 健作君

理事 大石 尚子君

理事 中津川 博郷君

理事 藤村 修君

理事 牧野 聖修君

理事 山元 勉君

理事 西 博義君

理事 石井 郁子君

理事 中西 續介君

文部科学大臣

文部科学副大臣

文部科学大臣政務官

政府参考人
(文部科学省初等中等教育局長)

政府参考人
(文化庁次長)

遠山 敦子君
青山 丘君
池坊 保子君
矢野 重典君
銭谷 眞美君

文部科学委員会専門員 高橋 徳光君

委員の異動

六月七日

辞任

近藤 基彦君

谷垣 禎一君

谷田 武彦君

馳 浩君

松野 博一君

松宮 勲君

森岡 正宏君

同日

辞任

岩倉 博文君

大村 秀章君

北村 直人君

後藤田正純君

佐藤 勉君

松島みどり君

山本 明彦君

同日

辞任

金子 恭之君

同日

補欠選任

松宮 勲君

谷田 武彦君

馳 浩君

森岡 正宏君

谷垣 禎一君

金子 恭之君

松野 博一君

同日

補欠選任

近藤 基彦君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)(参議院送付)

○河村委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、著作権法の一部を改正

する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

○河村委員長

これより質疑に入ります。

○河村委員長

御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○河村委員長

御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○河村委員長

御異議なしと認めます。よって、

本案審査のため、本日、政府参考人として文部

科学省初等中等教育局長矢野重典君、文化庁次長

銭谷眞美君の出席を求め、説明を聴取したいと

と存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河村委員長

御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○河村委員長

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。齊藤鉄夫君。

○齊藤鉄夫委員

公明党の齊藤鉄夫でございます。

今回の著作権法の一部改正案は、現在のデジタ

ル化、ネットワーク化の進展という時代の状況、

それから知財戦略をつくっていく時代は必要な

もの、このように評価をしております。その上で、

二、三、具体的なことについて質問をさせていた

だきます。

今回の法改正には、実演家人格権の創設など、

実演家の権利の拡充が盛り込まれております。実

演家の権利については従来からさまざまな議論が

あるようですけれども、例示されるものには歌

手、俳優などが多く、そうしたものが実演家のイ

メージになっているようにございます。しかしな

がら、我が国の文化を支える実演家には、例えば、

先日亡くなった小さん師匠のような落語家、講

談師、浪曲師、曲芸師、漫才師、手品師など、さ

まざまな方々がおられます。

文部科学省では、実演家の権利について考える

ときには、このように、歌手、俳優というだけで

なく、日本の伝統文化等を支えているこうした

方々のことも当然視野に入れるべきであると考え

ておりますが、まず、現在の日本の著作権法にお

いて、落語家や漫才師など、いわゆる演芸を行う

人々はどういう権利を与えられているのか、こ

の点についてお伺いいたします。

○銭谷政府参考人

現在の我が国の著作権法にお

きましては、著作権と著作隣接権という二種類の

権利が規定をされております。

これらのうち、著作権は、音楽とか映画、アニ

メ、コンピュータープログラムなどの著作物を創

作した人が持つ権利でございます。一方、著作

隣接権は、著作物を伝達する人、すなわち、お話

にございました歌手や俳優などの実演家、音楽C

Dなどを製作するレコード製作者、番組を放送す

る放送事業者などが持つ権利でございます。

この著作権隣接権を持つ実演家につきましては、

著作物を演じる人が広く含まれておりまして、歌

手や俳優のほか、お尋ねのございました落語家や

漫才師などの演芸を行う人々も実演家として著作

隣接権を持つということになります。

また、例えば古典落語を演ずる落語家は、俳優

の方と同じように著作隣接権のみを持つわけでござ

いますけれども、御自分でネタを考えて行う、シ

ンガーソングライターと同じように著作権も持

つ、したがって、こういう方は著作権と著作隣接

権の両方を持つということになります。

実演家といいますと、御指摘がありましたよう

に、歌手や俳優をイメージすることが多いわけで

ございますけれども、ただいま申し上げましたよ

うに、落語家や漫才師などの演芸を行う人々も実

演家として著作隣接権を持ち、また、みずからネ

タも考える方々は著作者として著作権も持つとい

うということになります。

○齊藤鉄夫委員

いわゆる演芸と言われる人々に

ついても著作隣接権、もしくは著作権隣接権と著作

権両方、これが存在するという御答弁だったと思

います。

今回の改正においては、実演家人格権が新設されますけれども、これについても、俳優の演技の改ざんとか歌手の声の改ざんなどといったことが例示されることが多いわけですが、演技はおもしろおかしく改ざんするといった行為については、芸人ならいざ知らずという発想があるのか、演芸の世界の人々が犠牲になることが少なくないようでありまして、いろいろその苦情も聞くところでございます。

そこでお伺いしたいわけですが、今回新設を予定している実演家人格権の対象には、歌手や俳優だけではなく、芸人と言われる方々の演技も含まれるのでしょうか。

○錢谷政府参考人 先ほど申し上げましたように、著作権法上の実演家には、落語家や漫才師など、芸人と言われる方々が広く含まれているわけでございます。

したがって、現在、御審議をいただいております著作権法の一部を改正する法律案が成立をいたしますれば、実演家人格権が創設されるということになるわけですが、芸人と言われる方々も、実演家人格権として、名誉、声望を害する改変をされない権利、いわゆる同一性保持権と、名前の表示を求める権利、氏名表示権を持つということになります。

具体的には、同一性保持権を持つことによりまして、芸人の方の演技を改ざんする行為を禁止することができるようになり、また、氏名表示権を持つことによりまして、落語や漫才などのCD、DVD、こういったものを販売する際には、御自分の氏名や芸名の表示を求めることができるということになります。

○齊藤(鉄)委員 実際のビジネスの世界においては、芸人と呼ばれる方々は非常に弱い立場に置かれていることが多くて、例えば著作権とか演芸家の権利とか、そういうことを言うと、もう、次、あんた来なくていいよということを言われることが多いということも聞いております。非常に

弱い立場の方が多い、歌手や俳優の方々に比べて冷遇されることが多いとも聞いております。

これを乗り越えるためには、芸人の方々自身も、例えば音楽の世界におけるJASRACのような団体を築いていくことが必要、こういう認識を持っておられるようでございますけれども、芸人の方々が、音楽におけるJASRACのように、著作権等管理事業、これを行う団体を結成するというふうなことは可能なんでしょうか。

○池坊大臣政務官 齊藤委員は、今までも、落語家、漫才師などの演芸を行う方々の権利について心を砕いていらっしゃいましたけれども、今御質問の、芸人の方々が団体を結成して自分たちの権利を集中して管理運営する著作権等管理事業を行うことについては、何ら問題はございません。

一般に、芸人と言われる方々は、一部の有名な方々を除いて、放送局との交渉などでは交渉力はどうしても弱いという弱者の立場にいられる方が多いと思います。そういう方々が、団体の結成や管理事業による権利の集中管理を行うことによつて、交渉力を高めるといことは大変有効なのではないかと思っております。

今、齊藤委員がおっしゃいましたように、JASRACと呼ばれております社団法人日本音楽著作権協会は、かつて弱者の立場にあった作曲家、作曲家が一人一人では交渉するのが弱いということと築き上げてきた管理事業者であり、芸人の方々についても、管理事業者の実施等について、もし御相談がございましたら、必要な助言等を行っていきたいというふうに思っております。

○齊藤(鉄)委員 昨年に、この委員会で、文化芸術振興基本法という法律をつくらせていただきました。この文化芸術振興基本法の中に、日本の伝統芸能、伝統演芸についても積極的に我々はこれを守って発展させていこうということを議論し合ったわけでございますけれども、その具体策として、こういういわゆる演芸を行っている方々の創意工夫、また実演家の人格権、こういうものを守ることが必要な。実際の現場の声を聞いてみ

ますと、これがなかなか現実には守られていないということでございますので、どうかこれらの方々の権利が守られるように文部科学省としても御配慮をいただきたいと思えます。

次に、もう一つ、最近話題となっておりますCDのコピーの問題についてお伺いさせていただきます。

情報化の進展については、デジタル化ということとネットワーク化ということが重要な課題であると言われております。これらのうち、インターネットの普及などのネットワーク化への対応については、日本は国際的に見ても非常に進んでおり、今回の改正案にある放送事業者等への送信可能化権の付与も世界初の法整備と聞いております。こうしたネットワーク化への対応とともにデジタル化への対応も重要であり、今回の改正案にある実演家人格権の創設はむしろデジタル化対応である、このように思います。

デジタル化によって完璧なコピー、一〇〇％コピーがつけられるようになった。アナログの時代はだんだんコピーを重ねていくうちに劣化していくわけですが、デジタルの場合はそれがなくいということ、一〇〇％完全なコピーがつけられるようになったということも従来から指摘されている問題でございます。

特に、最近、音楽CDのいわゆる私的複製という問題が頻りに議論されておまして、このこととCDの売り上げの減少、それから中古品流通の問題が指摘されております。CDを買ってくる、デジタル化で一〇〇％完璧なコピーをつくる、買ってきたCDについてはこれを中古市場に売る、こういうこと。また、その私的にコピーしたものが、これは何度複製しても、コピーしても劣化しないわけですから、CDを一枚買ってきて、これが広く私的コピーが繰り返されて使われる、こういう問題でございます。

この個人使用目的のデジタルコピー、法律でも個人使用目的というのは許されているわけですが、このデジタルコピーの問題への対応について

は国際的に見てどのような対策が想定されているのか、まずこの点をお聞きしたいと思います。

○錢谷政府参考人 先生お話がございましたように、我が国を含めまして多くの国の著作権法におきましては、例えばテレビの番組を録画いたしました後日見る場合のように、いわゆる私的使用のための複製というのは例外的に権利者に無断で行えるということとされているわけでございます。

ただ、最近、お話のございましたように、デジタル方式の録音機器の普及によりまして、オリジナルと全く同じ品質のコピーができるようになってきております。お話にございましたように、例えばCDを買ってまいりまして、それを、今百円か二百円だと思えますけれども、ブランクのCD—Rに録音いたしますと、オリジナルのCDと全く同じ品質でコピーができるわけでございます。それを自分が持っている、オリジナルなものは中古店などに売るといふようなことも見受けられるというように指摘もございします。

こういった、かつての品質が劣化するコピーとは違ひまして、全く同じ品質のコピーができるようなこの時代に、私的使用のための複製が権利者に無断で行えるということではないのかどうかという議論があることは私も承知をいたしております。

こうした状況に対応するためには、したがって、私的使用のための複製を禁止するという方策も理論的にはあり得るかと存じますけれども、そのような法制を採用しても、個人的に行われるコピー行為の把握が困難であつて、権利の実効性を確保できないという面はございます。

そのため、関係条約におきましては、いわゆるコピープロテクションを権利者自身が用いるということを想定いたしまして、そのコピープロテクションを回避する、解除する行為を防止するための法制度を設けることを締約国に義務づけているわけでございます。これに従ひまして、我が国におきまして、著作権法の改正を行ひまして、コピープロテクション解除装置の販売等を禁止す

る、それからコピープロテクションを解除した上での私的使用のための複製、こういうことを禁止するといったことを行っているわけでございます。

また、これは条約上の義務ではございませんけれども、我が国を含む幾つかの国では、デジタル方式での私的使用のための複製によって生じる損害を補てんするための補償金制度というものを採用して、損害を受ける側に対してこれを補償するという制度も採用しているという実態はございます。

○斉藤(鉄)委員 このこととの関係で、中古品流通の問題が指摘されております。

先日最高裁判所で判決のありましたゲームソフトの中古品問題、これは私的コピーは無関係である、こういうことでございましたけれども、この中古品問題と音楽CDの中古品問題。音楽CDの中古品問題の本質は、私的コピーがつくられることによってオリジナルが転売されるということに本質があると思いますが、このゲームソフトの場合とはちよつと音楽の場合は違ふと私は思いますけれども、そこで、今後文部科学省また文化庁として、中古品の問題と著作権との関係、これをどう考え、どうしようとしているのか。

レコード協会からは、中古品の販売そのものを禁止するような法的措置もとってほしいというふうな声も出ていますところでございますけれども、もしくは、どうしてもそれが不可能であれば、例えば新品を売るときから中古品対策費も上乗せして売るようにしてほしいとか、そういう意見も悲鳴のような形でレコード協会から出ておりますが、この中古品の問題と著作権との関係についてどうお考えになつていらっしゃるか、お伺いします。

○青山副大臣 著作権に関係してまいります中古品販売、実はこれには二つの種類がありまして、今御指摘の点のように、一つは、私的使用のためのコピーが合法的に行われた、合法的に行われたことによつて今度は不要になったオリジナルを中古品として転売をするというケースがあります。

これは、音楽CDがそういうものであります。もう一つは、今お話しになりました書籍やゲームソフト、こうしたものは、コピーをしないでそのまま買われたものが他に転売をされる中古品という、二種類あるわけです。

前者の音楽CDの場合につきましては、国際的には、コピープロテクション、これを活用することによつて私的コピーそのものを防止する方法、それから、今補償金のお話が出ましたが、補償金制度によつて権利者の損失を補てんすることという対応策が今とられております。

ただ、これらの対応策の本当のあり方について、現在文化審議会の著作権分科会でも実は検討をいたしております。そして、検討していく予定でありますが、もう一つの、後者の書籍やゲームソフトの場合ですと、これは一般の、例えば自動車中古車と同じようなもので、すべての中古商品に当てはまるものでございまして、この種の問題商品については、国際条約においても、諸外国の著作権法においても、中古品販売には著作権は及ばないという考え方が今とられているようでございます。

○斉藤(鉄)委員 今の法制度によるとそういう御見解ということでございますが、現実には、私的コピーが本場に普及をして、レコード業界の売り上げが激減しているというところは、やはり日本の音楽文化の振興にとつてもこれはゆゆしき問題だと思ひます。文化芸術振興基本法をつくったときにも、音楽というのは、やはりその一つの大きな柱でございまして、この文化を守り育てていくような方策を考えていただきたいということを要望して、質問を終わります。

○河村委員長 中津川博郷君。

○中津川委員 民主党の中津川博郷でございます。今回の改正案の柱の一つであります放送事業者等への送信可能化権、これをつけるといった背景には、物すごい勢いで情報革命が進んでいる、今や大人から高齢者、子供まで、それこそ一億人日

本国民の誰もがパソコンとかインターネットとか、いつでも自由に気楽に使える、そういう現状になつておりまして、加えて動画、これも簡単に送信できる、容量が大変大きく、そしてハイスピード、いわゆるブロードバンド時代というんですか、そういうものを今迎えているということでもあります。

ちなみに、私のホームページもかなり早い時期から動画を使つておりまして、数年前なんですけれども、そのときは余り議員の方たちもなかったんですが、このところ、たくさん動画でホームページをつくつていっているという方もいらっしゃるんですが、物すごい時代の流れが速いな、こんなふうに感じております。

一方で、デジタル技術の進歩は、だれでも簡単に、テレビ番組あるいはそういうところの動画をインターネットで無断で世界じゅうに流すことができる、そういう技術が可能になりましたもので、それから、被害がたかさん出てきているんですね。今回の法改正というのは、そういうことに対応するための法改正というには、私には理解しております。

テクノロジーの発達、普及ということも大事なんですが、むしろ重要なのは、多くの人たちが、今までは縁の薄かった著作物等の利用手段を手にするることによつて、著作物を利用すると同時に、自分では意識しないうちに、何か知らないうちに著作権の権利侵害者、加害者ですか、そういうものになつてしまふという大変な時代を迎えたんだなというふうにも実感しております。

一方では、パソコンとかインターネット、著作物等の利用だけでなく、創作にも使えますので、ですから、一億人日本国民が創作者でもあつて利用者でもある、クリエイターでもあつてユーザーでもある、言いかえれば権利者でもあつて利用者でもある、もうごちゃごちゃなんです。こういう時代が来ている、今、本場に大変な時代だということに改めて基本的認識する必要があるというふうに思ひます。

そうしたところが、今どんな大事な問題が起

こつてきているわけでありまして、パソコンとかインターネットとかデジカメ、携帯電話などの普及によつて、今申しましたように多くの人が気楽に著作物等のクリエイターでありユーザーである。そういうことになりましたと、結果として、著作権というものが私たちの知らない間に非常に身近な存在になつてきている。今まで著作権といひますと、小説家とか評論家とかあるいは作曲家とか、一部の、特定の人のためのものだといふようなイメージがあつたんですが、もうそれは古い考えなんだな、今やもう一億人全部が著作権時代に突入したと言つても過言ではないと思ひます。

そこで、問題になりますのは、私たちは日常いろいろなルールの中で生活しているわけですが、たとえ相手が嫌な人であっても傷つけやいけないよとか、人の物をとつてはいけないよ、無断で借用してはいけないよ、あるいは交通ルールで、赤だつたらとまって、青だつたら歩いて、黄色だつたら注意しろ、そういうルールというものを守つて生活しているわけでありまして、ただ、自分でお金を出して買った本でも、これを無断でコピーしてはいけないうようなルールというものはないか、こんなふうには思ひます。

私、常々思っているんですが、水と空気と安全はただであると日本人は思っているんですが、実際にはただじゃない。常に危機管理、国の危機管理は大事でありますし、そういう中で今有事法制というのも議論をしているというふうには思っているわけでありまして、それに今度プラスして情報も、著作権がついていっているのならば、それもただじゃないんだということですね。

ですから、今回の法改正というのはそういうことを認識する上で大変いい機会だと思ひます。よ。そこで、著作権法改正ということで、権利の新設というのも大事なんですが、もう一億人全部が著作権時代に今入つていっているわけですから、著作権の普及、啓発、教育にまず基本的に国が力を入れるべきだ、こんなふうには思ひます。

そこで、大臣にまずお伺いしたいんですが、こういうことを、国民を対象にした著作権教育の重要性、これについての御認識と、どのように取り組んでいかれるのか、基本的なひとつ考えをどうと述べていただきたいと思うんです。

○遠山国務大臣 とうとうといけるかどうかあれでございますが、著作権制度の定着いかん、あるいは制度の内容の充実ぶりというのは、私は一國の文化のバロメーターだと思っています。その意味から見ますと、日本の著作権制度の内容というのは世界に誇るべきものだと思っております。ただ、大事なことは、中津川委員がおっしゃいましたように、そのことが国民に広く普及されて、実質すべての国民がクリエイターであり、かつユーザーであるという両面において、著作権の制度をきつちりと認識し、かつこれを活用していくということが非常に大事だと思っております。

殊に、近年、インターネットやパソコンの普及など情報化が大変な勢いで進んでおりまして、著作権に関する知識や感覚というのは、無意識のうちにならにそれが使われてしまうような問題点もはらんでしまふということもございまして、すべての国民にとって必要不可欠なことだと考えております。

そのことを考えますと、広く国民を対象として、著作権について教育や普及啓発を行うことは極めて重要であると認識しております。

では、どういふふうに行っているかということでございますが、これまで講習会の開催など、著作権に関する普及啓発事業をいろいろな方式を用いて行ってきたところでございますけれども、平成十四年度から、各学校においてこの問題に真剣に取り組むという方策をとっているところがございます。

それは、新学習指導要領におきまして、中学校や高等学校を中心に著作権の保護について指導をするといったしまた、著作権教育に関する授業の充実、これをしつかりやっていきたいと思います。これは学校段階に於いて、著作権についての

知識の内容をきちんと考えまして、学習指導要領に基づく教科書もつくり、あるいはいろいろな副教材などもつくつたりいたしまして、この思想をしつかりと子供たちに定着させていきたい、そういうふうな取り組みを今始めているところでございます。

○中津川委員 学校教育の中に、今取り入れるという中をお聞きいたしました。大変結構なことだといふふうに思います。

基礎教育というのは、読み書きそろばん、江戸時代の人はうまいことを言ったものだと思うんですが、これは今日でも同じでありまして、先日は学力低下、ゆとり教育の検証ということで、大臣は時間が少なかつたんですが、副大臣ともいろいろ議論をしました。まだまだ私はこれからこの件についても、基礎学力というのは国力ですから、大変重要な問題がありますので、また機会がありましたら、そちらの方を徹底的にひとつ委員会でも議論をしていきたいといふふうに思っておりますが、読み書きそろばん、基礎力、これも今、非常に小学生、中学生、基礎力がついていないんですね。

それと、そのことはきょうは触れませんが、私も、私は常々思っているんですが、日本の初等教育で欠けているもの、何個かあるんですが、特に経済教育です。環境教育とかいろいろたくさんあるわけですが、経済教育、例えば株の仕組みとか、我々は資本主義社会の中で生きていくわけでありまして、経営とは何ぞやとか、そういうものをアメリカではががががやっているわけでありまして、そういうものをもう初等教育の中で、いわゆる読み書きそろばんと同じような概念で取り入れていくべきだといふふうに考えているんです。

著作権も、そういう目から見ると私は同じだと思うんですね。こういうものも、やはりしつかりと小学生、中学生のときに教えていく。ただし、今突然一億人が著作権時代になったわけでありまして、今大臣、学校でやっていくと言いましたけれど、

れども、教育委員会でも学校の先生でも、これを理解している人はほとんどないわけでありまして、ね。専門的な知識がないということでありまして、これは対応に限界があると思うんですね。

そこで、文部科学省として、学校における著作権教育について、今大臣、総論を語られましたけれども、もうちょっと具体的に聞かせ願いたいと思います。

○鎌谷政府参考人 先生御指摘がございましたように、現代社会を生きていく者として、やはり著作権のルールや考え方についてきちんと理解をしていくということ、基本的なマナーということが言えるかと思いますが、そのことを子供のうちから教えるということは極めて重要な課題だと認識をいたしております。

このため、文化庁におきましては、実は学校教育の分野においては、従来から、関係団体と協力をいたしまして、全国の児童生徒を対象とした漫画を用いたパンフレットを配付して、学校教育の実際の場で活用していただくように取り組んでおります。

それから、先ほど大臣の答弁にもございましたように、新しい学習指導要領では、高等学校の公民や中学校の技術・家庭科の内容として、また高等学校の教科「情報」の中で、著作権の保護について指導することになっております。

例えば高等学校の公民というのは、科目としては現代社会、倫理、政治・経済といった科目があるわけですが、こういった科目の中で、情報モラルの確立ということの中で著作権を含む知的所有権の問題について取り扱って学習をしていただく、あるいは、教科「情報」の中では、著作権の配慮といったようなことを学習していただくというようにいたしております。

ただ、先ほど来、先生から御指摘がございましたように、学校教育の現場におきましては、著作権に関して専門的な知識を持った教職員が少なくないという課題があるのは事実であろうと思っております。そこで、こういう教員の方々に對して、著

作権教育を進める上で、文化庁としてもさまざまな支援を講じてまいりたい、こう考えております。

具体的には、教員の方々が学校教育の場で著作権を子供たちに教えることをやりやすくするため、学校での著作権についての教授方法について先生方のための指導書を作成して、教職員に提供するということを考えております。また、学校の教職員向けの著作権に関する講習会、こういうものの開催も予定をして、学校における著作権教育の充実を支援してまいりたい、かように考えております。

○中津川委員 社会人とか大人への著作権に関する普及啓発についてはいかがですか。

○鎌谷政府参考人 広く多くの国民を対象とした著作権に関する普及啓発も、これまで極めて重要な課題でございます。これまでも全国各地で講習会を開催して、著作権に関する知識の普及や意識の高揚に努めてきたところでございますけれども、今後、文化庁といたしましては、さらにその事業を拡大していきたいといふふうに考えております。

そこで、平成十四年度から、子供たちから高齢者に至るまで多くの方々を対象として、それぞれの年齢なり現在の立場に於いて総合的な著作権教育事業を開始することといたしまして、「著作権字プロジェクト」、こう名づけまして、事業を実施していきたい、こういうふうに考えております。

具体的な事業といたしましては、現在の文化庁のホームページによる著作権の解説に加えまして、より多くの人々を対象としたさまざまな著作権に関する質問に答えるデータベースを構築いたしまして、一問一答形式を含んだ情報提供を行っていきたいといふふうに考えております。

それから、例えばセミナーの開催につきましても、一般の方々向け、それから都道府県などの職員の方向け、あるいは先ほどちょっと申し上げました教職員向け、あるいは図書館の職員の方々に

向けて、さらには企業にお勤めの方々に向けてなど、対象者別のセミナーを幅広く開催していきたいというふうに考えております。

これらの事業を通じて、広く多くの国民の方々に対しまして著作権に関する普及啓発を進めていきたい、かように考えております。

○中津川委員 次に、著作物の活用について伺いたいと思います。

著作権の制度というのは、基本的には無断利用を防止する、こういうものですが、文化的価値の高い著作物、こんなものは逆に多くの人に利用してもらって初めてその価値が発揮できる。もちろん、それは権利者の了解を得た上で、合法的な理由でなければならぬわけなんです。実際の場面を想像しますと、利用者が権利者を探し出して交渉や契約を行うこと、これは大変なことですね。例えば、私が自分のホームページで、ある絵を使おうとします。その絵をかいた人が一体だれなんだろう、どういう経歴なんだろう、調べて、連絡をとって、絵を使うことについて了解を得て、細かい権利や義務について交渉をして契約をしなければならぬということ、これはもう実際不可能ですね。

ですから、こうした契約というのは、本来は、こういうふうな民間の当事者同士が行うものであって、行政というのがコントロールすべきではないというふうには思うんですが、合法的な利用、流通を円滑化することは、やはり一億人、ここまで普及したということ、拡大したということであれば、権利者、利用者の双方に利益になることでありますから、国として、行政として、これは必要な支援をむしろすべきだというふうに私は考えております。

そこで、大臣に、そういう著作物の円滑な利用の促進の必要について、御所見を伺いたいと思います。

○遠山国務大臣 著作権は、人間の知的な創作活動によってつくり出されたものを無断利用から保護するというところでございますが、それによって

創作者にインセンティブを与えてさらにクリエイティブな活動をしてもらうということもございまして、同時に、それを広く活用していつて社会全体の文化度を高めるという意義もあるわけでございます。

今、中津川委員が御指摘のように、そういうすぐれた内容のものを広く国民が利用するという際に、著作者の許諾をとったりあるいは報酬を支払ったりするような手続が非常に複雑でございまして、なかなかその普及といえますか、活用が図られないというのはまさに御指摘のとおりでございます。その意味で、ルールにのっとった利用を促進していくということは、著作権保護の基本的な目的の一つでもあると考えております。

このために、私どもといたしましては、日本経団連や関係省庁とも協力して、価値ある著作物を多くの人々のために円滑に流通させるためのいろいろな工夫を今行っておりまして、それによりまして契約システムあるいはビジネスモデルを開発しているところでございます。そういう開発に対して支援を行うなどによりまして、今御指摘のようなことについての努力をさらに進めてまいりたいと考えているわけです。

○中津川委員 次に、著作物の具体的な利用について伺いたいと思うんですが、例えば携帯電話の着メロですが、これは日本人が考え出したすごいビジネスとして大成功をおさめているというのがわかって私もびびりましたんですが、国際的にも注目されている。

自分の携帯電話の音楽というのは、登録するというところでありますが、これは平成十年ごろから始まって、わずか三年で八百五十億円という巨大ビジネスになった、すごいですね。例えばカラオケがこの世の中に出て二十年以上たつたそうなんです。今、大体四百三十七億円らしいんですね。まだ着メロの半分だ。いかに急激に拡大したかということがわかるんですが、こういう成功例を踏まえて、権利者にも利用者にも喜ばれる、こういう流通システムというのはどんどんこれから開発

されていくべきだな、こんなふうに思っております。

何で着メロが成功したのかという要因を考えてみたんですが、もちろん、ユーザーのニーズに合ったというところは当然であります。技術的な面で二つの点があると思うんですね。

一つは、自動的な課金システム、これを採用した。通常のビジネスなら、着メロを使うユーザーは、音楽家の著作権を管理しているJASRACと契約を結んでお金を個別に払いますよね。ところが、着メロの場合は、電話会社が入って、着メロの著作権料も電話料金に入っておりますから、自動的に支払える仕組みになっているということです。これは大変便利だと思います。

それからもう一点は、これはトラブルがないということ、これは、無制限のデータの流出、つまり、携帯電話からパソコンとか、パソコンからインターネットとかいった流出を防止するためのプロテクション技術、こういうものを使つたということ、安心して着メロをユーザーに提供できるというふうに分析をいたしました。

そこで伺いたいんですが、文部科学省では、やはり第二、第三の着メロを見つけないといけない、新しい流通システムを開発して、関係業界、それから関係省庁、経済産業省とも連絡をとりながら、これらからどんなやつていかなければいけない、こんなふうな思っておりますが、その展望をひとつお聞かせください。

○銭谷政府参考人 先生から御指摘がございました。着メロは、先生のお話のように、日本で考えられて大きな成功をおさめているビジネスとして世界からも注目をされているわけでございます。

今先生からお話ございましたように、この着メロは、自動課金システム、プロテクション技術をうまく組み合わせ、さらにJASRACによる権利の集中管理、それから契約システムの効率的な運用といったような要素も組み合わせまして成功した事例だと思っております。

先ほど来先生からお話ございましたように、

元来、著作物を流通させるためには、著作物が権利者から離れて流通することから、利用者が著作物を利用したい、契約したいと思つても、その相手方を探すのに時間と労力がかかるということで、乗り越えなければならぬ障害がある。着メロの場合は、個々の携帯電話のユーザーが個々人で作曲家と契約をするというのではなくて、作曲家の権利を一元的に管理しているJASRACと、それから着メロ運営会社、こういうところが連携をとり合つて、ユーザーにとって非常に使い勝手のいいシステムをつくつたということが言えるわけでございます。

そこで、こういった観点を踏まえながら、文化庁といたしましても、権利者、利用者の双方にとって利益となる流通システムの構築を援助していきたいというふうに考えております。このため、ことしに入りましてから、文化庁では、流通契約システムを担当する室を著作権課の中に設けていろいろ御相談に乗るとともに、文化審議会著作権分科会にも、この課題について方策を検討する小委員会を設けて検討しているところでございます。

具体的には、例えば放送番組について、再放送やビデオ化などのいわゆる二次利用を促進するために、総務省、経済産業省、文化庁の三省連携で契約システムについての研究を進めているところでございます。また、日本経団連とも、いわゆるインターネット放送における音楽CDの利用契約システムなどの研究を御一緒に進めさせていただいているところでございます。今後ともこうした努力を積極的に進めてまいりたいと考えております。

○中津川委員 ぜひそういう姿勢でやっていたきたいと思います。

最後なんです。パソコンやインターネットが使われるようになると、無断利用のすべてを権利者が把握、立証するのは困難ですね。ですから、このような技術を活用した実質的な権利保護、これが必要になると思われんですが、日本の著作

権制度においては、テクノロジーを活用した著作権の実質的保護についてどのように扱われているのかというのを最後にお聞きしまして、私の質疑を終わらせていただきます。

○錢谷政府参考人 ただいま御指摘がございましたように、デジタル化やネットワーク化の進展によりまして、権利者がすべての利用行為を把握することは大変難しくなっております。権利侵害があった場合にも、これを発見、立証することが極めて困難になってきております。

こういった状況に対応するためには権利者自身の努力が必要でございまして、例えば、CDに特殊な信号を入れてコピーできないようにするコピープロテクションの活用でございまして、写真などのデジタル画像に著作権者を特定する情報を目に見えない形で埋め込むという、いわゆる電子透かしの活用などが行われつつございます。

しかし、こうした努力が行われる一方で、コピープロテクションを解除して無断でコピーをしたり、電子透かしを改ざんしたりする行為も目立つようになってきました。このため、平成八年に採択されました国際条約で、これらの回避、改ざん等を防止するような法整備を行うということが要請されました。

我が国は、平成十一年に、コピープロテクション解除装置の販売や電子透かしの改ざん等を禁止する法整備を行いまして、テクノロジーを活用した著作権の実質的な保護を行っているところでございます。現在、このような法整備を終えているのは、先進国中では日本とオーストラリア、アメリカの三カ国だけという状況でございます。

また、円滑な流通の促進のためには安全性を確保することも必要がございまして、プロテクション技術が大きな役割を今後果たしていくと思っております。こうしたコピープロテクション技術などを活用した流通システム、ビジネスモデルの開発等について、今後とも積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。

○中津川委員 どうもありがとうございました。

○河村委員長 平野博文君。

○平野委員 民主党の平野博文です。

今回の著作権法の一部を改正する法律案について、多少細かいところもあるわけですが、質問をさせていただきたいと思っております。

まず、今回の法律改正に伴いまして、私はある意味では非常に評価をしたいと思っております。ところが多々ございまして。特に、芸術家の権利を保護して創作活動等にインセンティブを与えていく、芸術家等の育成環境を整えていく、我々も昨年、文化芸術振興基本法を成立させましたのも、まさにそういう思いであった、こういう観点で、今回の改正は、世界でもいち早く時代の変化に合わせて著作権を保護する対応の取り組みであるというふうな思っております。特に、実演家の人格権という新たな保護対象を加えた点については、私は高く評価をするところであります。

しかし一方、この条約にもうたわれておりますし、公共性というところとのバランスというのの一方では考えていかなければならないと思うのであります。先ほど同僚議員の方からの御指摘もありましたけれども、著作権の立法をしたときの、時の背景の著作物というのは、極めて限られた時代から、昨今、ITとか、メディアがいろいろな領域に広がってきているということでありまして、そういう中であつての著作権者の権利というのが適正に守られていく、こういう意味でどう改正をしていくかというのが今の流れだと私は思うのであります。

著作権を財産権として認めていくのか、あるいは、より社会的公共性の高いものだから、社会の変化に調和をした権利として担保をしていくのか、この辺が非常に難しい議論だと思つております。その点については、大臣、特に著作権の社会的公共性という観点とどのように調和をさせていこうとするのか、いやいや、これは固有の財産権であるから、社会の調和というよりも権利保護をしっかりとすることの方が大事なのか、その辺、大臣の見解をまずお聞きしたいと思ひます。

○遠山国務大臣 非常に本質的な御質問だと思います。

著作権制度は、私的な創作活動によってつくり出されたもの、いわゆる著作物について、創作者に無断利用を防止する権利を付与して人格権なり財産権を守つてあげるといふ点と、それから、国全体としてそういう創作活動を活性化させるといふようなことを目的としているわけでございます。

一方で、そういう創作活動の成果というものは、できるだけ多くの人がこれを利用して、社会全体として文化度を上げていくのと同時に、多くの人がそれで裨益するということも非常に大事なことでございまして、公正な利用への配慮ということも重要でございまして。

したがって、まさに御指摘のように、著作権制度全体として、権利者の利益とそれから公益や利用者の便益という二つの非常に大事なもののバランスをとつていくということが非常に肝要であると考えております。

そういうことから著作権制度の長い歴史を振り返りますと、当初は権利者の権利をいかに守つていくかということが中心であつたと思ひますけれども、近年になりますと、いろいろな法改正を国会にお願ひいたしまして日本の制度をつくり上げてきておりますが、その際には、国際的な動向も勘案しながら、国内におきましては、関係者の合意形成、あるいは審議会での議論などを十分にを行った上で、そのバランスをとるということにまことに意を用いていただいておりますし、また、権利者の権利を前提としながらも、権利制限をどうやってやっていくかということについても、非常に慎重で内容のある議論を前提として常に考えているところでございます。

今後とも、制度全体としてのバランスに十分留意しながら、この問題に対応していきたいと考えております。

○平野委員 今大臣の御答弁、まさにそのとおりでございますし、具体的にどうするかというのは

非常に微妙な、考え方としてはそのとおりだと私は理解をします、しかし、具体的に制限をどうするかとか、この辺は非常に利害が起つてまいりまして難しい視点だと思ひます。

そこで、私、一つ指摘しておきたいのは、我が国の著作物に係る再販制度という制度があります。この再販制度という制度の中で、特に音楽のCD等の価格が国際社会、諸外国と比べますと非常に高い、高額で維持されている、国際社会と比較したらコストが日本は非常に高い。これは私は、この再販制度が本来の、先ほど大臣が御答弁されましたバランス、公共性のバランス云々等々、社会の公共性、こういうところから見ると、この再販制度というのは非常に健全なる著作権を社会へ浸透させるための大きな弊害になりはしないか、こういうふうな思ひますし、逆に言いますと、著作権の経済的側面、いわゆる財産を保護しようとする権利、再販制度によつて守られる中でさらに財産権を守つていくこととするこの点については、非常に、自由競争との立場におきまして、市場原理が働きのにくい中であつて矛盾を起しているのではないかというふうな思ひますが、この点については、これは文化庁がお答えいただいたらいいのかわかりませんが、私自身はこの再販制度がこれを非常に弊害化している要因にもなっているのではないかと思うのですが、どうでございませうか。

○錢谷政府参考人 今先生から再販制度についての御指摘があつたわけでございます。

先ほど来お話し申し上げておりますように、著作権というのは、創作活動のインセンティブを確保するという観点で、無断利用から著作物を保護する、したがつて、著作権は著作物の種類を問わずすべての著作者が権利を持つてい

るわけでございます。再販制度でございませうけれども、これは著作権制度とは別の観点から、我が国の文化の振興、普及に大変大きな役割を果たしております新聞、書籍、雑誌、音楽用レコード、CD、テープにつき

まして、独占禁止法の例外として、これらのものが全国どのような地域においても同一の価格で容易に確実に入手することを可能にするために許容されている制度というふうに理解をいたしております。

したがって、再販制度は、文化の地域格差の拡大でございまして、あるいはこのような著作物の多様性の喪失といった事態に陥らないように、今日まで文化政策上意義あるものとして存続してきたと私は考えております。

今後とも、文化庁といたしましては、再販制度を維持することを通じて、文化政策上の再販制度の持つ機能が発揮されるということについて、関係方面の理解を深めていただくよう努めてまいりたい、かように考えております。

○平野委員 昔の状態であれば、再販制度を維持して国民に、津々浦々まで同一価格で提供するという考え方はいいんですが、先ほど申し上げましたように、非常にITとか情報社会が進展をしている中であって、情報格差が生じるというリスクを恐れる余り再販制度を使うんだという発想は、もうこの二十一世紀の情報社会には通用しないんじゃないか。消費者はもっと適正な価格で商品が提供されることをやはり望んでおると思うのであります。従来は制度を維持するためにいろいろな理屈をこね回しているだけにすぎない。

今は情報社会ですから、距離も全くない、あらゆる情報手段によってとれるわけですから、先ほど次長が御説明いただいた理屈はわかりませんが、今の時代に合った仕組みになつていないと思えますので、消費者が、利用者がより納得する、より満足するような仕組みに対応できるように努力をしていただきたい、このようにお願いをしておきたいと思います。

そこで、今回の法律の中で、私は個人的には非常に評価をしているところがあります。本法律案において、実演家における人格権はその死後においても保護されるということになっております。私は、死後も侵害されるべきでない人格権は多々あ

ると考えており、実演家についてのこの権利が保護されたことについては、私自身は評価をしたいと思うのであります。

ただ、ここで確認しておかないかぬのは、死者に人格権というものがあのかという基本的な問題との対比であります。この点について、私は、我が国の法律では一般に死者の人格権というものは保護の対象にないというふうに理解をしておりますが、なぜ実演家の人格権は、あるいは著作権の死後五十年とか、こういうところで人格権を与えようとしておるのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○遠山国務大臣 これまたなかなか鋭い御質問でございまして、人格権といいますが、確かに、生存している人が持つ権利のように思うわけでございしますが、これは権利上はモラルライトといふことでございまして、著作権法におきましては、従来から著作者に人格権を付与しているわけでございしますが、その人格権は、生存中だけではなく著作者の死後においても、著作者が生きていたというならば侵害となるべき行為をしてはならないというふうに我が法制ではなっております。このことはベルヌ条約上の義務となっておりますのであります。

実演家の人格権につきましても、実演家の死後の取り扱い、著作者の人格権と同様とすることとしておるわけでございします。このことは、実演・レコード条約上の義務となつていられるものであります。実演家の死後の人格権を保護することについて、私どもとしては、これは問題はないというふうに考えているわけでございします。

もちろん、すべて守るということではなくて、ただし書きがついておりまして、その行為の性質及び程度、社会的感情の変動その他によりその行為がその著作家の意思を害しないと認められる場合は、この限りでないということではバランスを保っているといえますか、そういう法制になっていると考えております。

○平野委員 これは非常に、今大臣すらすらと御答

弁されましたけれども、私、これはなぜここで引つかかるかといひますと、先般、個人情報保護法という法律がございました、今も審議中であるんだと思ひます。

このときに、個人の保護という、個人の権利といふのはどこまで通じるのか。お亡くなりになると、お亡くなりになった後にも個人の人格が侵害される時があるから、本来、亡くなった後もあるのではないかとということで、かなり私は政府とやり合いをしたのであります。お亡くなりになった時点で人格権といふものは消滅をする、これをばつて政府の方で明言されたものですから、これは例外適用として国内的に取り扱っているのか。その辺が、法的には認められないのに例外的に認めるという法体系が許されるのかなというところが一つの疑問であります。

もう一つは、著作権といふのは財産権であるという考え方です。その人一人にしかない専属権なのか。ほかの人にはない、その人の死後、その人にだけしか伴わない専属権である。そうしますと、私は、人格権といふのは発生するのかな、相続権といふのは起こつてこないんじゃないか。この矛盾が、私、頭が悪いものですから、きのうずっと一晩悩み続けて、きょうはぜひ大臣に、ある省庁は、死後の人格権は認めない、この著作権、あるいは改めて実演者については認める。僕は認めるべきだという論者だから言うんです。ほかは認めないのに、何でこだけ認められるのか。その点、どうなんですか。ちよつとわかりやすい御説明をしてください。

○鎌谷政府参考人 亡くなられた方の人格的利益の保護のあり方は、それぞれの制度、法律ごとにその必要性等が判断されているというふうに承知をいたしております。

例えば、刑法におきましても、虚偽の事実を示すことにより死者の名譽を毀損した者は罰するといったような第二百三十条の規定がございまして、死後の人格を守っているというふうに承知をいたしております。

したがって、やはりそれぞれの制度、法律ごとに、その必要性に応じて死後の人格的利益の保護というのとは考えられているというふうに理解をいたしております。

それから、今回付与する実演家の人格権は、先ほど先生がお話しございましたように、第百一条の二のところに規定をいたしておりますけれども、「実演家人格権は、実演家の一身に専属し、譲渡することができない。」というのには御指摘のとおりでございします。財産権は譲渡できるわけでありますけれども、人格権は譲渡できない。そこで、この条約あるいはこの法律におきましては、実演家が生存しているとしたならば、その実演家人格権の侵害となるべき行為、こういうものをしてはいけないというふうに定めているわけでございします。

なお、先ほど大臣からもお話がございましたけれども、著作権あるいは実演家の人格権に關して、著作者の死後においてもそれを保護するということは、条約上、例えば著作者の人格権についてはベルヌ条約上、それから実演家の人格権についてはこのたびの実演及びレコード保護条約においてそれぞれ規定をされておりました。国際的にも認められているものでございします。

○平野委員 今、政府参考人が説明されたけれども、少し違うんですね。死者の人格を保護している部分が刑法上にもありますよと言っておりますけれども、これはそういうことではなくて、死者の人格を認めておるのではなくて、死者の名譽を保護するということなんです。

人格を認めているというふうに今おっしゃいましたけれども、私は、そういう例外的に刑法上やっているとすれば、死者の、亡くなった人の名譽を傷つけたときに名譽を守るといふ制度上であつて、人格権を守つておるといふ、人格を守つておるといふことではないと思うんですが、どうですか。

○鎌谷政府参考人 ちよつと私の言い方が正確を欠いているかもしれせんけれども、著作家人格

権、実演家の人格権も、死後につきましては、いずれもその著作権あるいは実演家の名誉を守るという観点から非常に強うございまして、例えば著作者の人格権について規定をしたベルヌ条約の書きぶりも、そもそも著作権が、自己の名誉または声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利を有する、まずこの規定した上で、その権利は死後においても存続をする、そういう書き方をされておりますので、まあどう呼ぶかは別にして、基本的には、内容としては、著作者の名誉をきちんと守るところが大事な趣旨ではないかというふうに思っております。

〔委員長退席、鈴木(恒)委員長代理着席〕

○平野委員 名誉ですね。いや、だから、この法文の説明でも人格権という言葉がごろごろ出てきましたから、それは絶対聞いておかないと、国内の法体系とは相矛盾するなと思ひまして、条約だからといって安直にそういうことが平易にやられてきた日本の国内の行政なり法体系の整備がきちつとないで、追従している今の矛盾を私は指摘したのであります。

したがって、名誉ということであれば私も納得しますが、私は人格権を認めるべきであるという立場に立っていますから、この間拒否をされました省庁にまた言いますけれども、もう一度改めて、死後の人格権ということについて、この国内でそれぞれのところできちつと整合性がとれているのかなというのを見ておいてくださいな。私は、今回この法案の改正が出てきて初めて、はたと、つい直近で拒否されたものですから、こちらでは許されてあらではだめなのか、こんなばかなことはないだろう、こんな思いでしたわけで、これに時間をかけるつもりはありませんので、ぜひよろしくお願ひしておきたいと思ひます。

さて、そこで、この部分でいきますと、昨年十月に著作権等管理事業法の法律改正が、施行法で少し改正がありまして、今まで管理事業については文化庁による許可制であったのが、今回から、今回というか昨年ですね、登録制ということに変わ

つたのであります。

許可制でありましたから、今まではJASRACという社団法人が、著作権等管理事業法の施行に伴って、社団法人という格好でやってこられた、登録制ということで、民間企業が参入でき得る、こういう状態になったのですが、民間企業としての当然営利企業でありますから、収益事業体として活動するわけでありまして。

社団法人という、こういう法人の中にあつて本当に平等な競争ができ得る環境にあるのか、さらにはなぜ許可制から登録制に変えたのかということを含めて、簡潔で結構でございますが、御説明をいただきたいと思ひます。

○銭谷政府参考人 著作権等の管理事業法が施行されまして登録制に切りかわったわけでございますが、法が施行されまして、現在まで二十六の事業者が登録をされ、うち十二の事業者が事業を実施いたしております。

今回登録制に切りかわたというのは、基本的には、この著作権管理業務につきまして広く民間の参入を許可いたしまして、むしろ著作物の円滑な利用をさらに図っていくという趣旨で行ったものでございます。

○平野委員 そうしますと、今は大体、JASRACで、作詞家、作曲家等々、約一万人ぐらゐの著作権を管理しているんですね。年間約一十億円ぐらゐの著作権料を徴収し、それぞれの権利者に分配をしているんです。これが民間参入で、約二十社ぐらゐあるんだということですが、片一方は非営利の社団法人なんですね。片一方は営利の株式会社。こんなの、税制の部分も含めて自由競争のマーケットになるんでしょうか。社団法人JASRACの方が非常に有利に活動でき得る部分になつていないんじゃないでしょうか。

郵政の民営化と同じような仕組みをつくつていくような気がしてならないんですが、もつとやはり公平な民間参入ができ得る、そういう趣旨であれば、マーケットとしても公平にしてあげないと、片一方は税制上優遇される、片一方は株式会

社で一生懸命利益を上げる活動をする、こういう改正上の矛盾が起こるんじゃないかなと思つておりますので、これについても公平な部分であるように、ぜひお願ひをしておきたいと思ひます。

次の質問に行きます。

これまた、一昨年の著作権法の改正で著作権法の附則第十四条が廃止になりました。今までは、お店などのBGM等につきましては、著作権の使用料を徴収することを適用除外しておつたのですが、この法律改正によつて、BGM等々については今度からお金をいただくようになったわけでありまして。

本来、先ほどの議論もありますが、著作権の使用料というのは、受益者が負担をするというのは大原則であります。BGMというのは、放送事業者あるいはBGMの貸出事業者が支払う、いわゆる元金で徴収をする、受益者ではなくて元金でその使用料は払います。本来は受益者であるけれどもこれについては元金で払います、こういうふうに変つたのであります。

私も、よくこの近辺の赤坂とかその辺の飲み屋さんに行きますが、時々、今回法律改正になつたけれども料金は払っているのと同じや、いや払つておりません。受益者が払つていない。そうすると、放送事業者が一括で払つておるものから、放送事業者が加入すれば払わなくていいという、本来の使用形態、使用料支払い形態が少し曲げられているというふうに私は思ふんです。これも便利な方法ですから、方法としては悪い方法ではないと思ふんですが、著作権使用料という本来受益者が払うべきものが便宜的に元金で払われている、こういうことが一つ。

もう一つは、有線放送事業者と契約していないお店は個々が払いなさいと。そうしますと、有線放送事業者が、もう必ず、私のところに入ればおたくは払ふ必要はありませんよ、こんなことにこの業界はなつてしまふのかな、こういうふうにあります。また、JASRACは、カラオケ等で契約している店については、BGMとかCDの録音

物を使う場合には別途使用料は取りませんよ、こういう理屈になつていふんですね。

要は、本来は、著作権があつて、使用した場合には適切にその使用料をいただいて、権利者にきちつと厳正に分配される制度でなきゃならないのに、取りやすい仕組みから取つていふ、こういうふうには私は思ひてならないのであります。

したがって、私は、もつと公平な著作権の使用料のあり方と捕捉をする仕組みをしっかりとつておかないと、結果的には権利者の保護にはならないのではないかと、こういう点がございまして。

加えて、もう一つ言いたいことですが、カラオケの使用料、これは規模があるんですが、十坪までは月額三千五百円等々でございます。今、カラオケの業界でいきますと、大体データ通信、カラオケ通信業者が配信をしてやつていふんですが、これについては、配信業者が元金で払うんじゃないかと、配信しているお店で徴収する、こういう矛盾も実は思つております。

なぜ、カラオケだけが元金徴収としないのか。BGMだけは元金で徴収する。カラオケについては明らかにもうデータ通信ですから、カラオケ通信業者が、元金と同じようにすればいいのに、これは個別の店で徴収する。徴収の仕方がもうぐちゃぐちゃになつていふんじゃないかというふうには思ひてなりません。

したがって、改めて、どんな実態でこれは徴収しているのか、きちつと分配されているのか、これはあくまでもJASRAC任せなのか、この点はどうなんですか。

○銭谷政府参考人 著作権法附則第十四条の廃止によるバックグラウンドミュージックの使用料について、多岐にわたる御質問をいただきましたので、簡潔に少し御説明させていただきますと思ひます。

まず、有線放送事業者やバックグラウンドミュージックの音源製作者が、音楽を利用している店にかつて、いわゆる元金方式で著作物使用料を支払つていられるけれども、その音楽の利用者が使用料

を支払う原則からすればおかしいのではないかと
いうお尋ねが最初にあつたかと存じます。

この点につきましては、著作物を利用する場合
には、実際に利用行為を行う者が許諾を受けて使
用料を支払うのが原則でございますけれども、御
指摘の有線放送やBGM音源を用いて店舗等にB
GMを流すような利用行為の場合については、J
ASRACの使用料規程におきまして、各店舗等
が使用料を支払う形態、これが原則でございます。

ただ、有線放送事業者やBGM音源提供会社は
多くの店舗と契約をしていることから、これらの
会社が各店舗の使用料を一括して徴収し、JAS
RACに支払うことが効率的であるということか
ら、JASRACの使用料規程においてそのよう
な支払い方法を認めている、実際にはこうした支
払い方法の方が一般化しているというのが現実で
ございます。

それから、逆に、有線放送事業者と契約をして
いない店は個別にJASRACに支払うことにな
る、そうすると、有線放送の場合は非常に低廉な
使用料となるので、結果として有線放送の利用を
促すことになり、有線放送事業者を優遇してい
るのではないかとのお尋ねもあつたかと存じま
す。

これは、いろいろ考え方はあろうかと思いま
すけれども、例えば、普通の小規模な店の立場から
見たときに、有線放送を用いてBGMを流した場
合、有線放送事業者を支払う年額の使用料とい
うのは大体約六万円程度でございます。年額で六万
円程度でございます。これに對しまして、JAS
RACに個別に使用料を支払ってBGMを流す
という場合は、大体年間六千円ぐらいの使用料を支
払うということになります。

また、JASRACに個別に使用料を支払って
BGMを流す場合には、実は、この使用料に加え
まして、CD等を購入する経費がかかるわけでござ
いますけれども、店舗の雰囲気との調和、店舗
の個性などを重視したオリジナルな選曲ができる

などのメリットがございまして、それぞれの方法
にメリット、デメリットがあるということで、一
概に有線放送の利用を促すというようなことにな
るとは考えていないところでございます。

それから、カラオケにつきまして、有線放送を
利用したBGMの使用料については元金処理であ
りながら、通信カラオケの使用料は個別徴収だ、
こういう御指摘もございました。

これは、先ほど来申し上げておりますように、
著作権使用料の徴収の方法としては、いわゆる元
金処理と呼ばれる徴収方法があるわけでございま
すけれども、この元金処理を導入するメリットと
しては、権利者側から見れば、個別徴収に比べて
徴収コストをかけずに確実に徴収できるというメ
リットがございまして、また、利用者の側から見
れば、有線放送事業者との契約のみで音楽が利用で
きて、かつ、徴収コストがかからない分使用料を
安くしてもらえろということもございまして、あ
る意味では効率的な著作物使用料の徴収方法とも
考えられるわけでございます。

今、有線放送については、この元金処理につ
いて有線放送事業者の協力が得られているという状
況がございまして、通信カラオケの方は、これま
でカラオケが個別徴収を行ってきたという経緯も
あつて、なかなか元金徴収という状況にはなつて
いないというのが実情でございます。

〔鈴木恒〕委員長代理退席、委員長着席
○平野委員 理屈はいろいろあるのだけれど、
取りやすい仕組みで取っておる。やはり取る以上
は、きちつと完璧に捕捉をするというのが本来の
ルールですから、そうしてあげないと権利者にき
ちつとした分配がされないんです。それを、JAS
RACというのが、そういう取りやすい仕組み
で取つて、このところについては元金、このところ
は個別。個別であつたら、元金にしないと、あ
なた、もううちの曲流さないよ、こういうふうな
やはり業界寡占化の仕組みに入ってしまうのです
ね。

したがって、この本来の持つ権利というのは、

徴収が非常に手間がかかるとかからないとかい
うよりも、手間をかけてでもしっかりと徴収して
こそ、この著作権の権利と使用という意味で保護
がされるわけでありまして、業界が適度に価格
を決めているというのは本来本末転倒でございま
す。したがって、ぜひ、JASRACにおかれて
も、そういう意味で、しっかりと捕捉をし権利者
にしっかりと分配する、こういう仕組みをどんな
捕捉システムでやればいいのかをぜひ御指導いた
だきたいと思ひます。

時間がたつてきましたけれども、私、もう一つ
言いたいのは、生演奏の著作権使用料についてで
あります。

これも使用料の基準というのは等々あるのです
が、非常にカラオケの使用料と比較したら高い。
基準単価五千円で月間六十時間やりまして、月間
使用料が二万七千円という部分であります。六十
時間以上超えまして、四万七千円。六十時間やる
なんということは、普通のお店では考えられない
のであります。通常、大体その店のあれでいきま
すと、三十分、三十分、三十分とか、三つのステー
ジぐらいでしか生演奏をしていない、それでも最
低二万七千円だけは払われる、こういうことで
すから、もう少し生演奏の部分についての使用
料、特にカラオケと比較しますと非常に高うござ
います。

これは、私、その高いだけ言つておるのは
なくて、昨今非常に生演奏するお店が減つてい
ているのですね。高いからですよ。お店の人が雇
わないのですよ。

先ほども言いましたように、芸術家の地位向
上、芸術家を育てていく、こういう法律を通し
たのですよ。できるだけ、そういう生演奏をして
いく、そういう芸術文化を育てていく機会をより
つくつていってあげなきゃならない。こういう考
え方に立ちますと、この著作権の使用料、カラオ
ケまでとはいきませんが、使用料を下げてやるこ
とによつて、もっと生演奏家を雇い入れ得る店を
たくさんふやしてやろうという環境をやはりつ

くつてやるべきだ。余りにも、カラオケと比較し
て、生演奏に対する著作権の使用料が高いもので
すから、斉藤先生おられますが、特に芸術文化の
地位向上、育てていくという観点から見ます
と、私はやはり、使用料を落としてでも、もっと
そういう創造、教育する機会をふやしていくよう
な仕組みをJASRACにぜひお願いしたい、こ
のようにこれは求めておきたいと思うのでありま
す。時間が参つてきておりますから、もう少し行
きたいのでありますが、なかなかいきません。

それで、次の質問に入りたいと思ひますが、生
演奏をしているお店があるんですが、どんな曲が
どういふふうになら演奏されているかという、現行の
捕捉の仕組みは今現状どうなつていますか、生演
奏の場合の捕捉は。

○銭谷政府参考人 どんな店でもどんな曲が使用さ
れているかというものをどのようにして捕捉して
いるかというお尋ねでございますけれども、JAS
RACでは、個々の店から利用著作物のすべ
ての利用明細を要求できない場合、これが多いわ
けでございますけれども、結果的には、サンプリ
ング調査によりまして著作物の利用状況を把握い
たしております。

調査方法については、専門の業者に委託する
などして、その精度は、半年に一回しか歌われな
いというような作品でもサンプリング調査に当た
る確率は九五％というふうになつております。

具体的には、四半期ごとに、全国から無作為に
抽出をいたしました三百店舗ほどを調査いたしま
して、その三百店舗で三カ月間に使用したすべて
の曲名、その回数のデータを集めている。そして、
分配に当たりましては、各四半期ごとのデータ一
年分、つまり千二百店舗、このデータを利用して
分配の資料としていところでございます。

○平野委員 ある店で、私、生演奏しているところ
へ行きました。使用料徴収に来ておられます
か、全く来たことはありません、開店以来来たこ
とない、こんなところもあるんですね。だから、
生演奏における捕捉システムというのは極めてい

いかげんなんです。だから高いのか、こんなことにも相なるものですから、年間大体二十三億六千万ぐらい、生演奏の使用料の徴収金額なんです。私は、もうちょっとやはり正確な捕捉をしてもらいたいということ、捕捉する以上は、先ほど言いましたように、芸術家を育てるんだ、しっかり捕捉はするけれども料率はやはり落としていくんだ、こういうことで、一挙兩得で、逃さない、きっちり捕捉する、しかし生演奏の機会を、演奏者をふやすことによって芸術文化を振興させるんだ。この両面を踏まえ、やはりカラオケとの価格設定というのは極めて高いと思いますから、ぜひそんな視点でお願いをしたいと思います。

最後に、私は、JASRACの事業目的というのは、音楽の著作物、著作権の権利を守る、あわせて音楽の著作物の利用を図るんだ、よって音楽文化の普及発展に資する、こういうことであります。先ほど言いましたように、文化芸術振興基本法が成立しましたものから、現在、カラオケを私は否定はいたしません、カラオケも日本独自の文化であります、しかし、生演奏する場所やミュージシャンがどんどん少なくなっているというこの実態を考えますと、私は、その大きな理由の一つには、著作権使用料が高いという問題、そういうことによって場所がなかなか提供されない、こういうことにあると思うのであります。

したがって、何回も言うようですが、ライブ音楽を含めて、このような文化の普及発展のためにも、もう少し公正な使用料をお決めを、御指導いただきたいということ、取りやすいところだけ取るということではなくて、しっかりと、著作権を使用すれば使用料がかかるんだという、先ほど同僚議員の説明もありましたが、そういう教育、仕組みをつくるのがこの普及につながると思いますので、ぜひよろしく願います。

○河村委員長 武山百合子君。
○武山委員 自由党の武山百合子です。

参議院の文部科学委員会の方の議論を、議事録を読ませていただきました。その中で、実は私の息子が、次男なんですけれども、今二十五歳なんですけれども、三歳、四歳のころ、弱視だということがわかりまして、片目が全然見えなかったんです。私は腰を抜かして、卒倒しそうな状態で、本当に夫婦げんかになりました。目が悪いのはどっちだんたという事になりました。目が悪いのショックというのは今でも鮮明に覚えておるんですけれども、それで、弱視の児童生徒が使用する拡大教科書についてということで議論されておったものから、これについていろいろお話を聞きたいと思ひます。

それで、アメリカでは、七歳までに弱視がわかりましたら見るようになると言われておるんですね。それで、三歳、四歳だったものから、なぜ弱視かということがわかったかといふと、目医者さんが、日本の場合は何年生ぐらいで目の検査をするのかわかりませんけれども、たまたま当時、もう二十年も前の話でだけれども、日本から来た方が、小学校四年生で目の検査を学校でした、自分は弱視だったけれども、もう生涯、四年生で目の検査があったのでずっと見えなかった。その方は、当時六十歳ぐらいの方だったんですね。ああ、目が見えるようになるんですかと驚いていたことを今思い出しますけれども。

七歳前に弱視がわかったと弱視は治ることになっているということで、うちの息子はパッチをずっと片目にしまして、昼間、それで二年ぐらいで全部、全く見えなかったものが、もうもとに戻ったんですね。片目だったものから、今度は斜視になりました。斜視の手術をして、今は普通にきちっと見えるんですけれども、やはり早期発見、早期予防なんですね。やはり三歳、四歳ですと、大体まだ文字が読めないということで、動物の絵とか花の絵とかで、これは何かと、片目ずつ目の検査をするわけですけれども、たまたま三歳、四歳のころ、クラスメートの、眼科医がいて、ボランティアでそういう発見を、その保育園では

早期に発見していたということ。まず、文部科学省に聞きたいんですけれども、この弱視と言われている児童生徒が全国に何人ぐらいいらっしゃるのかということを知りたいと思ひます。

それからもう一点、日本では厚生労働省の管轄になるのか、これは厚生労働省と文部科学省が協力してぜひやっていただきたいと思うんですけれども、目の検査、それが何歳で一応義務づけられて行われているのか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○青山副大臣 まず、弱視の児童生徒の数を、現在把握しておりますところ、報告させていただきます。

全国盲学校長会が平成十三年度に行いました調査によりますと、盲学校の小学部に在籍する弱視の児童数は二百六十一人、中学部に在籍する弱視の生徒数は二百二十六人、合計で四百八十七人です。それから、弱視特殊学級に在籍する児童生徒数は、小学校百三十人、中学校四十四人で、合計百七十四人となっております。

○武山委員 ありがとうございます。

私が予測していたよりも、思ったよりも少ないので驚いておりますけれども、あともう一つの質問についてお答えいただきたいと思ひます。

○青山副大臣 現在、児童生徒の視力の検査でございますが、就学時の健康診断で、眼鏡を使用している者について、その眼鏡を装着した視力検査することによってございまして、これは五歳という事になります。

○武山委員 ありがとうございます。

五歳でしたら七歳前ですので、弱視が早期発見されれば治る可能性があるということだと思ひますけれども、今私の隣に座っております民主党の山元先生とらとこの件についてお話ししましたら、ああそういうふうにして治るんですかとびっくりされておりました。恐らく、国民の認識としては、本当に早期発見ということは頭に、無意識のうちにないのと思うんですね。で

すから、これは私の子供を通して、米国では七歳以下で弱視が発見されると治るということですので、早期に、三歳、四歳のころにやられたらもっと早く治る可能性があるわけですので、それはぜひ早期発見ということをお口に、省庁、文部科学省、厚生労働省が言っていただいたいと思ひます。

それから、その人数なんですけれども、これが本当に数字がすべてなのか、もう少し、あるいはもっとたくさんいらっしゃるのかなとも實際思うんです。よくいろいろ聞きますと、はつきりその辺が、数が現に今おっしゃったようなところでの発見しかできていないということで、もう少し現実にはいるのかなと思ひますけれども、何せこの児童生徒が現実に著作権の問題で、教科書の部分で拡大教科書が使えない、文字の大きくなった拡大教科書が使えないということが大変問題になっているということで、本当に数としては、子供たち全体の数からしましたら微々たる数の者に対して、著作権の問題がなぜ障害になっているのか、なぜこの障害になっているのか、そのなぜの部分をお説明いただきたいと思います。

○青山副大臣 弱視の児童生徒につきましては、保有する視力を活用して上手な見方を育てるなど、その可能性を最大限に伸ばして、自立して、社会参加するために必要な力を培うことが大切だと考えております。

このために、弱視の児童生徒は、視力は同じでもその見え方がさまざまであるなどの状況がありまして、その教育につきましては、通常の検定教科書は無償貸与し、弱視用拡大読書器等の視覚補助具を用いて、一人一人の見え方に配慮した指導が今行われております。

御指摘の文字等を拡大いたしましたいわゆる拡大教科書については、弱視の児童生徒が教科の内容を理解するのに有効でありますから、盲学校や弱視特殊学級において、検定教科書にかえて、いわゆる百七条図書として都道府県教育委員会等が

採択をいたしました場合、無償給与できるようにして、現在、小中学部の国語、算数、数学、英語において活用が図られているところであります。

文部科学省といたしましては、いわゆる拡大教科書を含む教材の作成が適切かつ円滑に行われることが大切であると考えておりまして、現在、小中学部社会、理科の図や表を含む拡大教材の作成ノウハウの研究や、著作権の許諾を円滑に得ることができるような仕組み等の検討を行っているところであります。

○武山委員 最もこの子供たちにとっていい方法は何だと思ひますか。

○青山副大臣 基本的には、弱視の児童生徒が、視力は同じでも見え方がさまざま違つておりまして、一人一人に最も適切な、例えば視覚補助具を用いて検定教科書が無償給与されたもので学んでいただくのがまず基本的にはよろしいのではないかと。ただし、拡大教科書が適切であると都道府県教育委員会が判断をして採択した場合、その児童生徒数に拡大教科書が無償給与できることであらうと思ひます。

今申し上げましたように、問題は、その拡大教科書・教材の作成ノウハウが十分に研究されていて、著作権の許諾を円滑に得ることができるよう、その仕組みを検討していくことであらうと思つております。

○武山委員 これはもう何が一番いいかといひますと、御相談しなくてもおのずと人間であればわかると思うんですね。一々これはだれかに相談しなくても、副大臣が人間であれば、人間、もちろん立派な副大臣ですけども、もうそれは相談するまでもなく、拡大教科書が使いたいということが本音なんですね、専門家に聞いても、それからその当人たちが。

それが努力不足で、それも皆さんの努力不足だと思ひますよ。では、こっちは努力しないで、こっちは運用の部分で拡大して、それでいわゆる弱視レンズだとか拡大読書器だとか視覚補助具だと

か、いわゆるお金で、物を与えてというような、そういう物の基本的な考え方は私は間違えていゝと思ひます。

本質的に、この子供たちは拡大教科書を使いたいわけですよ。その方が、みんなと同じもので、大きくなつていくだけで、特別な場所もとらないで、また国民の税金もむだに使わなくていいわけなんですよ。でも、著作権の問題をきちつと、そこに努力する視点を置かないで、そこに努力しないでお金をつぎや、すなわち物を与えてやろうとする、そういう発想が人間らしくないと私一言伝えておきます。

やはり著作権の問題で何が問題なのか。もしそこで、教科書に書いてある人たちが、自分の文章が載つたり自分の写真が載つたり、そこを、自分の著作権を侵害されて、ましてや弱視、こういう児童生徒にどうしても拡大して使わせてあげたいというのを使わせたくないという人が教科書に載つていゝようなことは、私はもう考えられないと思ひますよ。ですから、その辺の見解を、いろいろ理屈はおつしやつていゝそうですけれども、その理屈をぜひ聞きたいと思ひます。

○青山副大臣 前段のお話ですが、将来、弱視の児童生徒が自立して社会参加できることが最も好ましいことだと考えて、できることなら検定教科書が無償給与して、それで読んでいくことが本当は、できることならそういう形が、拡大教科書のような形になつていけばよろしいのですが、よろしいのかという一面が当初ありました。

しかし、今の段階では、拡大教科書を作成する際の著作権の許諾をいかに簡易にしていゝのかという問題がありまして、この著作権法の改正の必要性を今議論、検討しているところでございまして、そして、拡大教材が簡易にできる、そういうノウハウというものを確立していゝたいと思ひております。

○武山委員 その拡大教科書を将来、教科書に対して一番権限を持つていゝんですよ。そして、一番責任を持つて、できることなんですよ。それを、

そんな情けない、自信のない。私たちのあした、子供たちが担うわけですから、その子供たちに対して、今まさに、本当に生きる力をつけて自立して生きていゝてもらいたい、そのための教科書でもあるわけですよ。それを、自信のない、将来だとか今検討しているとか、一番権限を持つて、自分たちで努力すればできることを、そういう発想でそういう答弁されたら、がつかりしてしまつて、生きる望みがこちらの方がなくなつてしまふ、そういう答弁を現実の副大臣にされたら。

それで、著作権に何がどう問題があるんですか。個人が嫌だと言ふんですか。それに対して、子供たちに対する拡大教科書に自分の部分を拡大されるのは嫌だと言ふんですか。その本質を聞きたいと思ひます。私は、教科書の検定で、そういうことに対して嫌だと言ふような人はいないと思ひますよ、それは子供たちの教育のための教科書なんです。その教科書をたまたま拡大するだけのことなのに、それに対して著作権侵害だと言ふ人はまず常識で考えられませんか。その理由を述べていただきたいと思ひます。

○青山副大臣 前段のことは、将来、自立して社会参加といゝのは、通常ある書物をどういゝ形で読んでもらふかといゝことが一つ念頭に最初はありまして申し上げただけです。

それから、拡大教科書を普及させるのには、膨大な著作権の許諾を得なければなりません。そのために、できることならば一括して著作権を獲得、許可を得るような、そういう簡易な手続をする方法を検討しておる、そういうことでございまして。

○武山委員 簡易なことでしたら、簡易にやつていただきたいと思ひます。それはもう本当に簡易にできるはずですから。

それで、皆さんの検討が長引けば長引くほど、子供たちは常に不便を感じて、そして我慢をして、こゝろ教科書を見て勉強しなきゃいけないんですね。大人が努力してあげなくて、何で子供たちが努力できますか。大人がそういう姿をやはり

社会に見せて、一刻も早く使いやすい環境をつくるというのが文部科学省の使命だと思ひます。これは早急に法改正をするつもりがあるのかどうか、まずお聞きしたいと思ひます。

○遠山国務大臣 拡大教材につきまして、その必要性については私も同感でございまして。

この問題に関しましては、今年度、独立行政法人の国立特殊教育研究所におきまして調査研究を実施いたしておりますけれども、もちろん、この問題を解決するには、関係団体との調整も必要でございまして。また、方途につきましても、従来の検定教科書の中に拡大教科書を含めていくのか、あるいは著作権法を改正していくのか、法技術的にも検討を要するわけでございまして、できれば、私としては、この問題について、その検討結果を年内にでも得て、できるだけ早い機会に対処していゝたいといゝふうな考えております。

まさに、この問題について、着手をし、関係のところで今誠実に、かつ迅速な検討を進めているところでございます。

○武山委員 膨大な法改正が必要だと言ふけれども、膨大なものをつくつたのは皆さんなんです。行政であり、政府なんです。ですから、それは、自分たちでつくつておいて、自分たちで複雑にしておいて、それで法改正できないという理由はないと思ひますので、ぜひそこは早急に頑張つていただきたいと思ひます。

それから、視覚的実演の保護という部分でもう少し聞きたいと思ひます。

世界的な所有権機関における新条約の検討というところで、平成十二年十二月、暮れですね、この世界的な所有権機関の外交会議、ここで合意が得られなかったというわけですね。まず、この合意が得られなかったところ、条約案のどの部分で、そしてどのような理由で合意ができなかったのか、二点ですね。それからもう一点。いわゆるその部分について、今、平成十二年、十三年、もう一年半たつていゝわけですけども、合意形成に向けた交渉は進んでいるのかどうか。

条約採択ができなかったというものの、いわゆるどの部分で、どんな理由で、そして今、日本の方では合意形成に向けた交渉が進んでいるのかどうか、その三点についてお答えをお願いします。

○遠山国務大臣 まず第一の点でございますが、この条約につきましては、平成十二年十二月に条約採択のための外交会議が行われて、条約案全二十条のうち十九の条文については暫定合意がなされたわけでございます。しかしながら、実演家の権利の映画製作者への移転など実演家の権利の行使方法に関して、どういった国際的なルールを確立するかについて、特に米国とEUとの間で最後まで合意が得られず、結果として条約の採択が見送られたわけです。

具体的に申しますと、米国の場合は国内にハリウッドなど大きな映画産業を抱えております。したがって、映画が国際的に流通するに際してのビジネスの安定性を確保するために、実演家の権利を映画製作者に移転できることを条文中明確にすべしという主張があります。これに対して、EUの方は、実演家の権利の移転を禁止する国内法を有するEU加盟国があるわけであり、そういう国に配慮して、そのようなルールを条約上明確に書くということについて強く反対したわけでございます。こうした米とEUの対立に対して調整が図られたわけでございますけれども、合意を形成できなかったというのが第一の点でございます。

それから、第二の点でございます。今後どうかというところでございますが、平成十二年の外交会議終了後、現在に至るまで、関係各国それからWIPO、世界的な所有権の幹部との情報交換を重ねるとともに、平成十三年九月のWIPO総会において早期採決の重要性を主張するなど、これは我が国も大いに参加してやっているわけでございますが、早期解決に向けて精力的に努力を行ってきております。本年九月末に開催予定のWIPO総会では、その後の協議状況が報告されることとなつていくわけでございます。

このことにつきましては、第三の御質問にかか

わるかと思えますけれども、我が方としましては、国内の実演家団体等の関係者との情報交換を緊密に行いながら、関係各国とも連携し、できる限り早期にその条約が成立するようWIPOの議論に積極的に参加していく考えでございます。

○武山委員 ぜひ、国際的な合意形成に向けて積極的な役割を果たしていただきたいと思えます。国内における法整備についてお聞きしたいと思います。

音の実演と映像の実演とで権利の内容に違いがあるんですね。これは、なぜ違いがあるのかということ、まず、文化庁がどのように認識しているのか、お聞きしたいと思います。

○銭谷政府参考人 視聴覚の実演と音の実演との著作権法上の取り扱いの差異ということでございますけれども、まず、人格権について申し上げれば、音の実演と映像の実演について、今回の改正により両方の実演について人格権を与えるわけでございますので、差異はございません。

それから、財産権の問題でございますけれども、音の実演、それから映像の実演とも、いわゆる生の実演、これについては双方とも財産権が付与されておりまして、差異はございません。

ただ、例えば音の実演を録音したものでございまして、CDやそういうものに録音したものの二次利用というものは、いわゆる音の実演家には財産権はございませんけれども、実演をビデオなどに録画をしたいわゆる映像の実演を放送などで次に利用するという場合には、その映像の実演家には財産権というの付与されていないという点で、この録音、録画された実演についての取り扱いは我が国内法上差異がございます。

○武山委員 それでは、時間がもうなくなつてしまいましたが、著作権政策全般のことでお聞きしたいと思えます。

この著作権法は、昭和四十五年の全面改正により制定されたわけですね。それで、今もう三十年以上も経過して、あちこち継ぎはぎだらけという状態ですね。まず、これに対して、今後、著作

権法制の根本を見直しして全面改正を行う必要があるんじゃないかと思えますけれども、これは全面改正を行うつもりがあるのかどうか。ありましたら、具体的なスケジュールをぜひ示していただきたいと思えます。

○青山副大臣 日本の著作権法については、昭和四十五年の全面改正以来、いわゆるデジタル化やネットワーク化の進展、国際的動向などを踏まえまして必要な改正を行ってまいりました。しかしながら、デジタル化やネットワーク化が進んでも、創作者に無断でコピーなどをしてはならない、こういった著作権制度の根幹を変える必要はないというのが国際的な共通認識であります。

したがって、各国におきましては、我が国と同様、著作権制度の細部については柔軟かつ迅速な改正に努めていると承知しております。このような制度の改正につきましては、著作権制度が常に権利者の利益と利用者の利益の微妙なバランスの上に成り立っているものでありますから、関係者間の調整や合意形成が容易なものもあります。困難なものが存在するために、十分な協議、検討、調整を経た上で順次改正を行っていくことが必要だと考えております。

したがって、文部科学省といたしましては、現在の著作権法が場当たり的な継ぎはぎ状態になっているというふうには考えておりませんが、著作権法の基本的な構成や考え方そのものを考えるべきではないかという意見もありますので、現在、審議会におきまして中長期的な課題の検討を進めております。その検討の状況を見ながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○武山委員 大体そういう回答です。日ごろから、まず思い切つてやるのかやらないのか答えられない状況なわけですね。

昭和四十五年から三十年以上経過して、本当にうちこち、部分部分、ケース・バイ・ケース改正してきたというのが現状ですけれども、今言ったとおりの、検討している、審議会で検討している

というようなことで、やはりそういう体質は、人に、審議会に投じていろいろ決めてもらうんじゃないかと、文部科学省が実際に自分たちでリーダーシップをとって、その部分も、答えは常に、投じている、検討する、もうそういう答え、国民は飽き飽きしているんですね。やはり写真をはっきりして描いてもらいたい。そういうのを今まさに国民が望んでいるのに、相変わらずのお答えで、非常に残念です。

それから、著作権保護の実効性を確保するため、もう一つ伺います。

契約手続ですね。著作権の利用に係る契約内容の明確化や契約手続、国民にとっては物すごく複雑多岐にわたつてわかりにくいという印象なんです。この契約手続をやはりインターネット上で、もう今物すごいインターネット、第三次産業革命。まさに便利でいつでも使えて、例えば、インターネット上に私もホームページを出してありますけれども、もうインターネット上であれば、人のホームページの原稿をこれはいいなと思つたら、手書きでも何でもとれるわけですね。

ですから、本当にもう自由自在に使えるというふうなものに対して、利用者側の契約において契約の手続を簡素化するというようなことを聞いておるものですか。著作権の保護の実効性を確保するために、どんな取り組みをするのかということをお聞きしたいと思います。

○青山副大臣 我が国の著作権に対するWIPOの条約に対する対応というのは、相当しっかり我が国はやってきたと思っております。

ただ、今御指摘のように、我が国においては、契約システムやビジネスモデルを開発して著作物の円滑な流通を促進することによって、一方で著作物等の権利を保護しながら、他方で多くの人々が価値ある著作物を活用できる状況をつくること重要な課題であると認識しております。

このため、我が省としては、インターネット上で著作物の利用契約ができるシステムの開発や、経団連、関係省庁との連携によって、ビジネスモ

デルの開発を支援するということを積極的に行っているところであります。

○武山委員 我が国は相当やってきたと。どこの国と比較してやってきたとおっしゃっているのか、わかっていませんけれども、もちろんそれなりにその省としてはやってきたんでしょう。ぜひそのやってこられた内容、やはり国民に公表すべきだと思えますよ、ちようど今これを議論しているわけですから。こういうことをやった、ああいうことをやった、それで他国とどう違う、どこがこれから必要なことで、そしてこれらはもうこまでインターネット上のいわゆる侵入もできているんだと。できているのであれば、それをちゃんと発表すべきだと思ふんですね。それが全然皆目よくわからない、新聞報道でもよくわからない、テレビのニュースでもわからない。もうたかだか本当に数分の間でぱつと説明するというのは非常に難しい。

そういうのをやはり国民に周知徹底させるためには、先ほど中津川さんも御質問されていたように、この制度に対する啓蒙普及活動というのは大変重要だと思ふんですね。ぜひその重要な取り組みを早急に、それで学校教育の中で先ほどおっしゃるというふうにおっしゃいましたけれども、これは、する人自身がこの著作権保護法自体の法案を理解するだけでも大変わかりにくくて、多岐にわたって難しい言葉で書かれているものから、小学校でどんなふうにも説明するのかと思うくらいなものですから、それは本当に力を入れてやっていただきたいと思います。

それから、最後の質問になりますけれども、先ほど映像分野の著作権についてこの懇談会で検討中ということだったんですけれども、まずその懇談会の中で問題になっている点、それからその問題になっている点の検討がどの程度まで進んでいるのか、それが必要な法改正を行う必要はあるのかないのか、その三点についてお答えいただければ、終わりにしたいと思います。

○青山副大臣 先ほど大臣から申し上げましたよ

うに、いわゆる視聴覚的実演に関する新条約といえますと、まだ採択には至っておりませんが、映像の実演について人格権、財産権を付与するという方向性については、暫定的な合意が既に得られております。

しかし、これはまだ採択されておられない段階ではありますが、従来から検討を行ってきた国内法による対応につきましては、関係者間の合意が形成されておりまして、人格権について、音の実演、映像の実演の双方に対してこれを付与することとして、現在、法改正を御審議いただいているところであります。

残る映像の実演の財産権についてであります。現在、実演家団体や映画製作者団体の双方において、映画等の流通、利用を阻害せずに実演家の権利を保護していくための契約システム、これが検討されているところでございます。今後、双方の案を持ち寄ってさらに検討を進めていく予定であります。映像の実演の財産権の実現に向けて合意形成を促進してまいりたいと考えております。

○武山委員 終わります。

○河村委員長 石井郁子君。

○石井郁子委員 日本共産党の石井郁子です。

実演家の氏名表示権、同一性保持権など、実演家の人格権の創設は実演家の皆さんの長年の願いでございまして、今回大きな前進だというふうに思います。

既にちよつと議論にもなっておりますが、二〇〇〇年十二月にWIPPOの視聴覚的実演の保護に関する外交会議が開かれておりますが、そこで、新条約の採択には至らなかったけれども、十九の条項の暫定合意によって、実演家の人格権の創設とあわせて実演家の財産権の充実についても合意がされております。

私はこの件で、私自身、百三十九臨時国会、六年前でございましてけれども、やはり著作権の改正が審議されましたときに、実演家の人格権の保護ということにもう日本も踏み出すべきだということ

とを強く申し上げたことがございまして、今それを感じておられるわけですが、今日、我が国において実演家の人格権が法定されるということ、大変感慨無量の感じがござい

ます。今もまたまた話題になっているわけですが、次のやうに大きな課題として、この実演家の財産権の権利について、今後、文化庁としてどのように臨もうとしていらっしゃるのか、これは大臣に、見通し等を含めて御見解をお聞きしたいと思ひます。

○遠山国務大臣 今お話しのように、実演家の権利につきましましては、現在審議いただいております著作権法改正案によりまして、映像の実演についても人格権が付与されますので、人格権については音の実演との差異はなくなるわけでございます。

財産権については、生の実演については、音の実演と映像の実演について差異はないわけですが、ただし、現在我が国を含みます多くの国におきまして、CDなどに録音された歌手の歌などの音の実演と、ビデオなどに録音された俳優の演技などの映像の実演との間に、権利付与に関する差異がござ

います。具体的には、CDなどに録音された歌手の歌などの音の実演につきましましては、これを複製販売したり放送などで利用する場合には、歌手などの実演家の許諾を得るか、あるいは報酬の支払いが必要であるわけでございます。これに對しまして、ビデオなどに録音された俳優の演技などの映像の実演につきましましては、これを放送するなどの利用をする場合には、実演家の許諾や報酬の支払いは必要ないこととされているわけでございます。

このような差異をなくしまして、映像の実演についても音の実演と同様の権利を付与するということが必要と考えるわけでございますが、この点、現在、世界的知的所有権機関、WIPPOにおきまして新条約が検討されております。

平成十二年十二月にジュネーブで開催されました外交会議におきまして、録音された映像の実演

について財産権を付与することが暫定合意されましたけれども、実演家の権利の映画製作者への移転、先ほど御説明しましたが、ああいう問題がございまして、実演家の権利の行使方法に関する条項について合意が得られておらず、条約採択には至っていないわけでございます。

この点については、委員も十分御存じだと存じますけれども、次に取り組むべき重要な課題と認識しております。私どもとしてはWIPPOにおける議論を促進したり、我が国としてもその方向についての主張をしたり、積極的に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○石井(郁)委員 そのWIPPOの視聴覚的実演の保護に関する外交会議の暫定合意を受けて、我が国でも、昨年七月に映像分野の著作権に関する懇談会が開催されているということで、そこでも実演家の財産権の権利の付与の方向は打ち出したというふう聞いています。どういふ内容をもってその方向を打ち出しているのか、財産権の権利の付与をどういふふうに行おうとしているのかについて、少し立ち入ってお聞かせいただければ幸いです。

○銭谷政府参考人 ただいま御指摘がございましたように、映像の実演に係る権利の拡大に關しましては、文化庁に、映像分野の著作権等に係る諸問題に関する懇談会、通称映像懇というものを設けてまして、国内法の整備について検討を行ってきたわけでございます。

この映像懇におきましては、従来は権利を拡大することの可否について議論が行われてきたわけでございますが、平成十二年の十二月に、先ほど来お話のございましていわゆる視聴覚的実演に関する新条約について、人格権、財産権の双方に關して権利を拡大することを内容とする暫定合意がなされました。このため、映像懇におきまして、それ以降は権利拡大の方向を目指すということを中心として検討が行われております。

まず、その後とり行われましたのは、関係者間の合意形成が達成された人格権の付与について、審議会での審議を経た上で、本日、法改正の御審議をお願いしているということでございます。

残る映像の実演の財産権につきましては、現在行われおります映画などの流通、利用を阻害せず、実演家の権利を保護するには、やはり適切な契約システムの開発が不可欠であるということで、この映像懇の場で、実演家の団体の方々、それから映画製作者の団体の方々、それぞれにおいて契約システムの案を作成し、これらを持ち寄ってさらに検討を進めるということが合意をされております。

これまでのところ、先ほど申し上げましたように、人格権の創設に関する協議等が中心に行われていたため、まだ実演家の団体、映画製作者の団体から契約システムのそれぞれの案というのは提示されていないわけでございますけれども、双方の案が提示された段階で、映像の実演の財産権の実現に向けて関係者の合意形成を促進してまいりたいというふうに考えております。

○石井郁委員 かなりいろいろ議論が進展しているなというふうに伺いましたけれども、俳優や声優の実演家の皆さんに、私はやはり速やかに財産権を付与すべきだというふうに考えるんですね。

そのやり方、契約等々が今後の課題だというふうに伺いましたけれども、例えば映画製作会社と実演家団体、あるいはアニメ製作会社と声優などの実演家団体、こういうところの契約をどういうふうにするかということだろうと思うんですが、しかし、そういう実演家の権利を行使できるような条件を整えていくということが大きな課題となってくるかなというふうに思うわけですね。

そうした際に、私的契約ですから、その私的契約に係るひな形というものを、文部科学省やあるいは経済産業省がつくったり押しついたりするということとは、よもやないでしょうねというか、そういうことはないことを言明

できるでしょうか。

○銭谷政府参考人 先ほど申し上げましたように、映像の実演の財産権の付与については、適切な契約システムの開発が不可欠であるわけでございますので、映像懇の場で、実演家団体、映画製作者団体の双方において契約システムの案を作成し、これらを持ち寄ってさらに検討を進めていくということが合意されております。

文化庁といたしましては、契約はあくまでも当事者の自由意思によって行われるべきものであると考えておりまして、特定の契約内容を文化庁が決めるというようなことは考えておりません。

○石井郁委員 文化庁がそういうふうにしちんとした立場に立っていただくということは大変大事だということに思うんですが、ところが、これは経済産業省文化情報関連産業課長の私的諮問機関で、アニメーション産業研究会がございまして、そこが、テレビ放送番組の製作及び放送に関する契約書という契約のひな形を作成しているわけですね。

これはもう一部新聞にも報道されましたから、おわかりのことだと思いますけれども、それによりまして、株式会社何々テレビ局と株式会社製作会社とのテレビ放送用アニメーション・シリーズ作品の製作及び放送に関する契約に関するものとなつて、その第四条に、権利関係でこう書かれているんですね。本作品に係る著作権、所有権その他すべての権利は、別段の定めのある場合を除き乙に帰属している、この乙というのは製作会社でございます。

また、第六条には、「本件作品のプロデューサー、監督、演出家、キャラクターデザイナー、声優等の実演家その他本件作品の製作に参加した者が、本件作品の製作に参加することを約束しており、本件作品にかかるすべての著作権が有効に乙に帰属していること。」としています。

つまり、すべての著作権及び著作隣接権が、これだと製作会社に帰属するということが読めるわけですね。

私は、一般原則からいっても、そして文字どおり受け取る感じとしても、これでは実演家の権利保護ということにならないのじゃないか、逆行するのではないかとこのように考えるわけですが、文化庁、いかがでしょうか。

○銭谷政府参考人 繰り返しになりますが、存じまされども、著作物そのものやその利用形態が大変多様化が進んできておりますので、著作権についても明確な契約を交わすということが非常に重要になってきております。日本の場合、文書により明確な契約を交わすということをする傾向があつて、そういう状況のもとで、契約システムの構築というのはやはり喫緊の課題だと思っております。

こういう問題意識が広く持たれてきたために、さまざまなコンテンツの制作や利用に関しまして、関係する企業、団体、省庁等の中で契約システムに関する研究開発、実験などが活発に行われるようになってきていると存じます。

ただ、このこと自体は意義あることではございますけれども、先ほど来繰り返しておりますように、契約はあくまでも当事者の自由意思によつて行われるべきものでございまして、文化庁におきましては、例えば映像懇における視聴覚の実演に係る契約システムの検討におきまして、権利者、利用者それぞれが案を持ち寄って双方の合意の上でこれを進めるということにはいたしているわけでございます。

○石井郁委員 アニメーションの場合でいいますと、これまで実演家がアニメの製作会社と団体協約を結んでいた。それによつて、ギャラは幾らとか、リピートの場合幾らとか、CSにかかわつた場合幾らとか、テープの場合幾らと定めてきた。だから、既にもうそういうちゃんと団体協約、契約が行われているということなんですよ。にもかかわらずというか、今後その著作権一切が製作会社に移すというか、移るというか、こういうことが、今、WIPOで暫定合意をして、そのための法整備を進めようとしているときに、

これはやはりそういう流れに反するのではないかと。

今、私、ちょっと内容に関係して言っているわけですが。文化庁は、契約システムを構築する、このこと自身は必要だ、しかもそれは絶対合意の上だということですけども、この内容をどう読むかということに若干かわつてもいますので、もう少し御見解をいただければというふうに思うんですが、いかがですか。

○銭谷政府参考人 現在、文化庁が映像懇等で進めております検討も、映像の実演の財産権の実現に向けての合意形成の促進ということでございまして、そういう観点から御理解を賜りたいと存じます。

確かに契約システムというものは、先ほど来申し上げておるように当事者の自由意思によつて行われるものではございますけれども、当然のことながら、市場の中には、権利者側にも利用者側にも強者と弱者が存在する、そういう弱い立場にある方々自身が結束して、交渉力を高める必要、これもまた必要になってくるのかなという感じは持っております。

例えばJASRAC、現在ございましてけれども、これも、当初は弱い立場と言われておられた作詞家、作曲家の方などが結束してああいう組織をつくって強い交渉力を持つに至ったというところもございまして、基本の方向は私も踏まえますけれども、ひとつ当事者間のそういう合意形成に向けての御努力ということも必要になってくるのではないかとこのように思っております。

○石井郁委員 次の問題に移ります。

日本芸術文化振興会、ずっとこの間進められてきましたけれども、この芸術文化振興会の事業の見直し、また独立行政法人化の問題についてぜひ伺っておかなければならないわけですね。

当委員会でも、文化芸術振興基本法、いろいろ真剣に取り組みまして、昨年臨時国会で成立しました。十二月七日に公布されているわけですが、

この内容では、もう繰り返しますが、憲法の表現の自由を前提として文化芸術関係者の自主性を尊重する、それから文化芸術活動への公的支援を充実させていく、やはりこの二つは大きな柱として確認されたというふうに私は思っています。

ところが、その後、十二月十九日です。特殊法人等整理合理化計画 閣議決定されておりますね。この中で、日本芸術文化振興会の事業の改革と組織の独立行政法人化が打ち出されているわけでありまして。その事業の改革というところを見ますと、一定期間後には助成措置を終了することを明記する、新国立劇場の国費投入の抑制を図る、だから、公的支援はもう抑制し、削減しようとする、こういう計画になっているということで、私は大変驚いたわけです。芸術文化振興基金による助成というのは、幅広い団体への助成として本来に大きな役割を果たしましたし、また大変関係者の皆さんに期待をされているところでしょう。

まず、文化庁として、この芸術文化振興基金の役割というのはもう終わったというふうに考えているのかどうか、この役割をどう認識しているのかということをご質問ください。

○銭谷政府参考人 芸術文化振興基金の意義というところでございますけれども、芸術文化振興基金は、平成二年の三月に創設をされて、現在、政府出資金五百三十億円、民間からの出捐金百十二億円、合計六百四十二億円の資金による運用益をもちまして、多彩な芸術文化活動を幅広く助成いたしております。平成十三年度の助成実績は約十二億円でございます。

私も、国民が芸術文化に親しみ、みずからの手で新しい文化を創造していきける環境の醸成を図り、文化振興の豊かな広がりを実現していくというこの芸術文化振興基金の役割は引き続き重要であり、今後とも適切に対応していかねばならないというふうに考えております。

○石井(郁)委員 私は、本来にますますこれから役割は重要になっていくというふうに考えるわけですが、さらにこの合理化計画を見ますと、芸術文化活動に不当な介入をしないという大きな前提という原則というか、こういうことがないままに、国が明確な政策目標を定めるとありますね。こういう点では、芸術文化活動の内容に政府が関与、介入しかなない危険があると多くの関係者から御意見が上がっております。

例えば、森繁久彌さんが理事長を務める日本俳優連合は、三月十一日にこのような意見を発表されております。「特殊法人の整理合理化計画」に対する日本俳優連合の意見」という形で、芸術、芸能、文化活動に国の介入や規制が加わると危惧するという指摘でございます。

計画では、芸術文化活動に対する助成事業で、国が明確な政策目標を定めるとある、また、新国立劇場運営業務についても、果たすべき役割、政策目標を明確に定める。こういうふうになりますと、やはり表現の自由の確保と、あるいは国は条件整備を役割とするということが不明確にされたままに国がその目標を決める。これは私は、芸術文化活動の内容に触れることだし、介入できる仕組みをこれで行ってしまうことになるというふうに考えるわけですが、文化庁の御見解はいかがですか。

○銭谷政府参考人 日本芸術文化振興会につきましては、先ほどお話がございましたが、平成十三年十二月十九日の閣議決定におきまして、独立行政法人に移行することが決定されたところでございます。

御案内のように、独立行政法人制度は、国とは別の自律的な法人格を設けまして弾力的な組織業務運営を可能とし、効率性や質の向上、透明性の確保を図ることをねらいとするものと理解をいたしております。

独立行政法人になりますと、中期目標の設定を行うわけでございますけれども、これは、例えば入場者数を劇場については何人にするとか、そういった数値のみに着目する、つまり効率性のみを追うということではなくて、芸術が文化の向上に大きく寄与するという目的にかんがみまして、文

化芸術活動の性質に応じた適切な目標の設定が今後必要になっていくかと考えております。

なお、昨年、文化芸術振興基本法を議員立法で成立をさせていただきまして、その第二条に、文化芸術振興の基本理念というものを八項目お示しをいただいているわけですが、私どもの文化芸術行政は、今後ともその基本理念にしっかりと即して行っていかなければならないというの、当然であるというふうに思っております。

○石井(郁)委員 今述べられましたけれども、その中期目標というのは文科省が決めることになるんですよね。これは既に独立行政法人となっているところがあるでしょう。国立美術館、博物館等々がありますけれども、そこに課されている中期目標を見て、果たしてどうなのかということがあるんですよ。

ちよつと申し上げますと、毎事業年度、一%の業務の効率化を図ると。今答弁で効率化のみを追わせないと言われましたけれども、効率化を図るとありますよ。また、主催事業に参加した者、参加者のうち、毎年度平均で八〇%以上の者から有意義だった、役に立ったと回答されるような内容の充実を図る、そういうことまで言っているわけでしょう。だから、内容にかかわって目標も定められている。

これでは、あなたが今答弁では効率は追わせないんだと言いましたけれども、事実、違うじゃないですか。だから、芸術分野にやはり政府がこんな形で目標を与える、文科省が決める、このことは、私は文化芸術振興基本法の精神にも反すると思うふうに思います。そしてまた、こういう支援のあり方というのは世界に例がないんじゃないやしませんか。そこをはつきりどう御認識されておりますか。

○銭谷政府参考人 日本芸術文化振興会は、現在、組織形態としては特殊法人という形態でございます。これを国全体の一つの方針として、独立行政法人という非常に法人の自律性を持つてかつ弾力的な組織運営業務が可能となり、さらに効率

性や質の向上、透明性の確保を図った、そういう法人の形態に変えていくこととするのが今回の閣議決定の内容と理解をいたしております。

したがって、法人についてその運営の効率というものは当然必要でございますけれども、それだけではなくて、例えば法人の行いますさまざまな文化芸術活動について、これは国費が運営交付金という形で今後投入されることになるわけでございますけれども、きちんと評価をするとか、その事業の透明性を確保するとか、そういうことを通じまして本来の文化芸術振興を図る、そういう日本芸術文化振興会の目的が達成されるように私どもは努めていかなければならないというふうに考えております。

○石井(郁)委員 私は、この問題は大変重大な問題ををはらんでおりますので、もつとも議論をしながら進めたいんですが、きょうはちよつと別のもう一つ尋ねたいことがありますので、また後の機会に回したいと思っておりますけれども、当委員会としても、せっかく全会一致で文化芸術振興基本法をつくったということですから、本来にそれが生かされるのかどうかということ、私は今後もつと議論が必要だということに考えているところです。

きょうは、もう一点、映画の問題で伺いたいというふうに思います。

新世紀アーツプラン、この新世紀アーツプランも大変いろいろな問題を抱えているというふうに思っています。私も前にもちよつと触れたことがありますが、結局、文化庁はトップレベルへの直接支援を強めているということではないのかという問題があるわけですが、その中に映画が入っておりますので、ちよつときょうはこの問題で具体的にお聞きをします。

映画は、今実際に日本映画の大半を占めているのは独立プロとか作品ごとにつくられる製作委員会などで進めているわけですが、新世紀アーツプランではこの支援を受けられないんじゃないか、活用できない制度になっているんじゃないか、

いかということがあるわけですね。つまり、ここでは、毎年一本以上の自主制作映画の実績及び製作計画を有することというふうにあるんですよ。つまり、毎年一本映画をつくらなきゃいけない。そういう会社というのはどれほどあるのか、まず、文化庁はそこをどうつかんでいますか、ちょっと数字で具体的にお示しください。

○銭谷政府参考人 新世紀アーツプランにおきましては、トップレベルの映画製作について三年間継続的に重点支援を行うというのを考えておりまして、支援の対象となる団体が一定の製作能力を持っているということを前提に事業を考えております。このため、原則として毎年一本以上の創作をしている団体を助成の対象、こう考えたわけでございますが、私どもが承知をしておる限りでは、毎年一本以上の映画製作をしている映画団体は、大手の映画会社や独立プロダクションなどは、これは平成九年度から十一年度までの状況でございますが、少なくとも二十社はあると承知をいたしております。

なお、この毎年一本以上の創作をしているということは、先ほど申し上げましたように、あくまで原則としているものでございまして、映画製作団体の実態にかなりがみ、必ずしも毎年一本以上の実績がなければ支援を受けられないものではないと思います。ただ、製作能力というものを持っているということがやはりこのアーツプランの支援としては非常に大事な要素であるということも事実でございます。

○石井(郁)委員 やはり実態に合わないことを条件に書くというのは、これは本当にお役所仕事そのものだということに私は思うんですね。やはり実態を解決するのが政治の仕事ですから、行政の仕事ですから、そういうことをやっちゃいけないというふうに思うんですね。

日本では毎年三百本近い映画がつくられていると言われている。その多くが大手以外の独立プロとか製作委員会の作品なんですよ。文部科学省も選定作品にしました「アイ・ラブ・フレンズ」

がありますけれども、その映画監督の大澤豊さんはこうおっしゃっています。お金を集めるのに一年、つくるのに約一年、それから回収に一年から一年半だ、だから、三年に一本できれば一番いいペースだと。これがやはり実態じゃないですか。だから、先ほど二十社と言われましたけれども、やはり資金もある大手だけが対象となつて、そしてその大手はさらに国からの助成支援も受けるというふうになっていくわけで、そういうトップレベルの育成だけがいいのかという問題なんです。

私は、本当に映画が好きでいいものをつくりたいといういろいろな方々が本当に必死に努力している、そういうところを支援するのが本当のボトムアップにつながる支援だというふうに思うわけですので、この点は、先ほど原則ではないなどということを言われましたけれども、その程度にとどめないで、もっと真剣に考えていただきたいということがあります。

それから、きょうはもう一点、映画の分野で重大な問題が一つございまして。

それは、助成を受けるための特別の条件が映画の中にあるんですが、それはこういうものなんです。商業的、宗教的または政治的な宣伝意図を有しないものであること、映画だけにこういう条件がつけられているという問題なんです。これはまさに政治ですけども、何をもちて政治的というのか、これこそ大変な議論があるところでしよう。

そして、私はこれまでもずっと確認してきましたように、やはり芸術文化活動は、自主性を尊重する、これがかなめだということを言いたいがらも、結局、政治的だということで恣意的な選択あるいは介入をする、こういう余地を残しているんじゃないか。この点はいかがですか。

○銭谷政府参考人 新世紀アーツプランの重点支援というのは、現代舞台芸術、伝統芸能、大衆芸能、映画の分野におきまして、我が国の芸術水準の向上を図るためにその直接的な牽引力となるこ

とが期待される芸術団体の自主的な公演あるいは制作活動を継続的に支援するというものでござい

ました。したがって、いずれの芸術分野におきましても、商業的、宗教的または政治的な宣伝意図を有しないもの、いわば純粋な芸術活動を対象とするものでございまして、映画につきましても、自主制作映画以外に企業等の依頼によるコマーションフィルム等が現実にあるため、特にこのような条件を付したものでございまして、したがって、映画だけ他の分野と異なつた取り扱いをするという考えは持っておりません。

○石井(郁)委員 私は、今の御答弁どおりだったら、この条項というか条文というか、これはもう削除すべきですよ。今、そういう考えは持っていないとはつきりおっしゃったんですから、これはもう削除してください。

実は、かつて大変大きなことがこの条文のためにあつたわけですね。これは、芸術文化振興基金ができる前に、優秀映画製作支援というのが行われていましたときに、政治的だということで申請さえ門前払いにされたという例がやはりあるんですね。だから、私たちは、そういう例にかなりがみて、本当にこういうものを残しておいてはいけないというふうに思うわけです。

これは、ちょうど私ちよつと持ってきましたけれども、文化庁の名の入つた便せんというふううに書いてある映画なんです。これは、劇場用長編アニメーションで有名になりました「白旗の少女琉子」という沖縄の話なんですけれども、この映画は日本軍の住民に対する暴力行為を中心に描いたものであり、この映画を見る観客にとつて当時の日本軍のすべてが沖縄住民に暴行を働いてたという印象を与えかねず見る者に健全な憩いを与えるものとは言えない。見る者の立場でそういう制約も課している。しかも、沖縄戦の事実をどう見るかという問題だつてはらんでいる。これは、文化庁はやはりこういうことに介入しているんですよ。

だから、そういう介入の根拠となるようなこういう条項はやはり残すべきじゃありません。私は、この点では、映画だけにあるんですから、それで他の分野にないわけだから、こういう特別な条項は削除すべきだということを強く求めたいと思います。

ちよつと一言御答弁ください、時間が参りましたので。

○銭谷政府参考人 繰り返しになりますけれども、映画について、自主制作映画以外に企業等の依頼によるコマーションフィルム等が現実にあるために、特にこのような条件を付したものでございまして、映画について他の分野と異なつた取り扱いをするものではないということを御理解いただきたいと存じます。

○石井(郁)委員 終わります。

○河村委員 山内恵子君。

○山内(恵)委員 社民党の山内恵子です。

今回の著作権法改正の問題に入る前に、EYEマークの普及についてお聞きしたいと思います。昨年の法案審議のときに参議院で附帯決議がついて、その後の衆議院での審議のときに私がEYEマークの普及についてお聞きしましたところ、前向きに検討したいと回答されておりましたので、その後どのようになつていくか、お聞きしたいと思ひます。

お時間がかかるのであれば、後からでも結構です。待っていますけれども、時間がなくなってしまうので、それとも、時間を切つて待つていた方がいいですか。

○銭谷政府参考人 突然の御質問でございまして、調べまして御回答申し上げたいと存じます。

○山内(恵)委員 きょう、このことを質問事項に入れておりませんでしたので、申しわけないと思ひます。

昨年の審議のときに、EYEマークを大きく拡大して見ていただいたことを御存じだと思ひますけれども、EYEマークというのは、ボランティアの優しい愛情、土壌と著作権者や出版社の

福祉目的の著作権一部開放というを受けて、録音図書、拡大写本などがすぐと育つという意味で、読書障害者の目のかわりになっている本の情報を提供する活動をしているボランティアの姿をあらわして、このEYEマークをデザインしたと聞いています。

そして、一般の著作権を得るためには相当長い時間がかかるので、著者が自分が出版する本の後ろにこのEYEマークをつけておくことで、点字だとかいろいろなことに応用してもいいですよというマークでしたので、このことを普及することについて、文科省として前向きに検討したいというふうにお答えだと思えます。その意味では、先ほどの武山議員の質問ともダブると思いたしたので、急遽先にお聞かせいただきたかった次第です。

著作権があるということは大事なことです。から、当然大事に扱わなくてはならないので手続にも時間がかかると思えますけれども、子供たちにも目の障害のある子がいるわけですから、この普及というのは、文科省として、当然子供たちの幸せ、それから今回は読書のこといろいろな形で法案までつくって頑張っている文科省としては、この普及にぜひ力を入れていただきたかったと思いたしたので、きょうの場所での答えが無理であれば、改めて、私としては、どのような取り組みをなさって、どれぐらい普及をしているのか、もう既にこの運動はボランティアの方たちもやろうとしているので、もしかしたら一部実際にこれが広がっているのではないかと想定できますので、どのようになっているのかもお聞かせいただきたければありがたいと思えます。

その上で、先ほどの武山議員の質問は、私は、教科書としてそのことを言われたという意味では、十分自分の運動として思っていないかつたんですけれども、教科書を編集し、これを認めていく段階で著作権は了解を得ていただくことでずから、先ほどのお話であれば、A4判の教科書をつくるに、当然著作権のことがあって了解を得

て教科書化するわけですから、そのときに拡大教科書にも使わせていただきたというのを望めば、そんなことは、私は、ある意味で、一方で教科書にすることを許可した方であれば、拡大化するということについて嫌だと言われるの方がおかしいな、多くの方に読んでいただきたという、教科書として使っていただきたという御本人の意向をそんなに踏みこむことではないと思えますが、了解をとるのであれば、教科書化するときに、もう一つ拡大教科書ということで了解を得ることができるのではないかとありますが、改めて私の質問にお答えいただきたと思えます。

○矢野政府参考人 教科書と拡大教科書というのはまた別のものがございますから、教科書の場合の著作権の許諾と別に、拡大教科書については別途必要になるわけがございます。その場合につきまして、教科書には大変多くの情報量がございます。多くの著作権がかかっていると思えます。そういう意味での著作権の許諾についての手続が大変多くございますし、また大変煩瑣であるということから、なかなか難しいという状況があるものでございまして、そこをより簡便に、一括して著作権の許諾ができるような方法がないかということ、関係の団体において今御相談をいただいている、そういう状況でございます。

○山内恵委員 やり方、方法は、私の素人的な発言で言いましたから、わかっていることがあるかと思えますけれども、ノーマライゼーションの時代であり、インクルージョンということで、普通学校の中にも障害のある子供たちが来る時代を迎えた、しかし、ずっと子供たちは、平等という意味では、本当に平等じゃない場面で親子ともどもつらい思いをしてきていることがまだまだいっぱいあると思うだけに、このようなことをやはり早急に進めていただきたと思えますので、ぜひ前進に向けて頑張っていただきたと思えます。

それでは次に、具体的に今回の法案について質問したいと思います。

今回の法改正に当たって、審議会で一年間もかけて御議論されたというふうにお聞きしています。が、権利者と利用者との意向は十分に反映されたと考えていらっしゃるのか、そのことについてお聞かせいただきたと思えます。

○銭谷政府参考人 ただいまの御質問の前に、先ほどのEYEマークの件でございますけれども、著作者が御自分の著書を皆さん自由にどうぞお使いくださいというマークだと思えますけれども、いわゆる著作者の意思表示システム、自由利用の意思表示システムというの、私ども、契約システムと同様に、これからの著作権、著作物の利用促進という観点からは一つの行き方だと思っておりますので、大変恐縮でございますが、EYEマークそのものについてはまだ十分実態を把握しておりませんが、そういった研究の一環として参考とさせていただきますというふうにして参ります。

それから、ただいまお尋ねの、今回の法改正に当たって権利者と利用者の意向が十分に反映されたのかというお尋ねでございますけれども、今回の改正は、改正を要望した団体を中心とした関係者間の事前の調整に基づきながら作業を進めてきたというものでございます。

例えば、実演家の人格権の創設につきましては、実演家の団体である日本芸能実演家団体協議会がかねてから要望していたものでございます。実演の利用者の団体の方は、当初、実演家の方に人格権を付与することについては、コンテンツの制作、流通を阻害する可能性があるのではないかと危惧をしていたわけでございますけれども、日本芸能実演家団体協議会との調整を経まして、例えば日本レコード協会、ネットワーク音楽著作権連絡協議会、経団連、日本映画製作者連盟など、利用者団体からも幅広い理解が得られたものでございます。

また、もう一点の放送事業者にいわゆる送信可能化権を付与する件につきましては、放送事業者の団体等からかねて要望があったものでございま

すが、いわゆる利用者側の団体の間に特に反対というところはないというふうには承知をいたしております。

このようなことから、文化庁といたしましては、今回の法改正事項につきましては、権利者と利用者の意向は十分に反映されているというふうな考えております。

○山内(恵)委員 十分に反映された法律ということですから、そのようであると思えます。思っています。が、いろいろな方たちから要望が出ている中に、固定化された放送及び有線放送の規定については今回の保護の対象になっていないということがあるんですけれども、この部分についてはなぜ対象としなかったのでしょうか。

○銭谷政府参考人 放送事業者にいわゆる送信可能化権を付与するという件は、今回の法改正では、受信をしたテレビ番組などについて、これをそのままパソコンを用いてインターネット上で再送信してしまう行為を防止するためのものでございます。番組を受信してそのままインターネットに流す。したがって、一たん録画されたビデオや録音されたテープを用いてインターネットなどで再送信を行うというのは、先生お話しのように、対象にはなっておりません。

ただ、受信した番組をビデオやテープ等を用いて録画、録音することとは、私的使用を目的とするものであれば複製権の侵害にはならないわけでありまして。ただ、このようなビデオやテープ等に録音、録画したものをインターネット等で再送信を行うということは、私的使用を目的とした複製物の目的外使用ということになります。複製権の侵害ということになって、放送事業者は、現在でもこれに対して法的な措置を講ずることができると考えています。

したがって、放送番組等、一たん録音、録画したものの利用に関しては、そういう法的な措置があるということで、今回の送信可能化権の対象にはなっていないということでございます。

○山内(恵)委員 今おっしゃられた回答の中であ

るように、インターネット上の侵害が横行しているという点では、ぜひ固定化された放送についても、放送事業者の送信可能化権の創設をしてほしいという声がありますよね。そのことを御理解の上で今のお返事だったと思うんですけども、これを放置すれば、放送事業者は甚大な損失を負いかねないというふうに団体の方が言っているんですけども、積極的に保護対策が必要ではないかと思いますが、その辺も今後の課題として、この法案が通った以降にも、ぜひ点検をしていただき、再検討ということも含めておいていただきたいと思います。

それからもう一つ、先ほど昨年の法案のことでお聞きしようと思っていたことがあったんですけど、お聞きも、ちょっと後先になりましたけれども、お聞きしたいと思います。

昨年十月に著作権等管理事業法が施行されましたけれども、著作権等の管理事業者と利用者との間では円滑に実施されているのかどうかについて、済みません、お聞きしたいんですけれども。

○銭谷政府参考人 著作権等管理事業法が施行されました、現在二十六の事業者が管理事業者として登録をされております。実際に管理事業を開始をしているのは十二の事業者でございます。この中にはJASRACなどが入っております。

そこで、お尋ねの、円滑にいつているのかという点でございますけれども、仲介業務法、旧法時代に比べますと、この著作権の管理事業者は増加をしているわけでございます、これは当然でございますけれども、現時点では、著作権者あるいは利用者の間で円滑な利用を阻害するような事態は生じていないというふうに認識をいたしております。

今後、この著作権等管理事業者がさらにふえるということが予想されますけれども、文化庁としては、著作物等の円滑な利用が図られるように、必要に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

○山内(恵)委員 わかりました。

それにしましても、著作権というこの考え方には、人々の意識がまだまだ不十分だということ、そのことを十分に法案が今回提案されているんだと思います。それにしても、人々の意識の問題があるので、著作ということに関して、盗作などいろいろな事件が起きている現状にあると思うんですね。

そういう意味では、今回、この著作権の問題を、広めるために、先ほどの大臣のお言葉の中には、大人に対しては講習会、子供に対しては新学習指導要領というふうにおっしゃられましたので、私が質問する前に大体わかりました。

それで、改めて確認なんですけれども、今回の新学習指導要領にはどのような文章として入ったのか、ちょっと御紹介いただけませんか。

○銭谷政府参考人 新学習指導要領における著作権の取り扱いでございますけれども、非常に詳しく書いてあるところから申し上げますと、まず中学校の技術・家庭科、この中で次のように記してございます。情報化が社会や生活に及ぼす影響、これを勉強します。その中で、特に情報モラルの育成を図ります。創作物の著作権等については、承諾なしに勝手に使用できないことなどを学ぶことになっております。

それから、高等学校の公民という教科がございまして、この教科には、現代社会、倫理、政治・経済という科目があるわけでございますけれども、これは三つの科目いずれとも知的所有権などに対する情報モラルの確立を学ぶということになっておりまして、この知的所有権の中に著作権が当然入っていることとございます。

それから、もう一点だけでございますけれども、高等学校に情報という新しい教科ができました、これはA、B、Cとございますけれども、いずれかを高校生は選んで必ず勉強することになりますけれども、この情報という教科の中で著作権への配慮ということを学ぶことになっております。

○山内(恵)委員 どうもありがとうございます。昨年まではまだ学習指導要領には盛り込まれていなかったけれども、実は昨年質問したときに御紹介いただいた後、ことしもまた新しい著作権に関する学校現場に送られている資料を今回いただきました、これを大変すばらしいと思って私は評価をしているところでです。

それで、問題のある中で、ちょっとだけ希望を述べておきたいことが一つあります。それは、私が学校現場にいたときのことなんですけれども、ジェンダー問題が取り上げられてそんなにまだ長い時間がたっていないだけに、現在ある教科書の中でも、男の子、女の子の扱いに少し問題があることがあります。特に主人公が、男の子と女の子の扱い、女の子の数が少なく、男の子が主人公というものが多かったり、著作者にも女性の作者が少なかったりということがあって、問題にされてから、これはもう一九七五年の国際女性年以降、現場ではそのことを取り上げてきていますから、相当教科書も前進しています。

今回のこれも、中身のよさに、そんなに多く問題はないんですけども、言葉の中では、おれが中心で、おまえが従的に読み取れなくもないので、できればやはりこの中では、私という言葉も出てきていますし、僕という言葉も出てきていますから、出方としては出ているんですけども、やはりこの、著作権おれにもあるんだね、そういうことがありますので、ちょっとそこところだけひっきりかりましたので、要望です。

それにしても、書かれている内容は、私は大変よかったと思っているのは、「オレたちの作ったものでも認められるの?」「うん 中学生だって著作権はもってるよ」という形で書かれていること、この著作権というのは自分にあるんだということを書いてあること。これは、小学生用も中学生用も両方そのことが書かれていてよかったと思います。

その意味で、この後ろの方の解説がまたとてもよいなと思います。後ろに、一口解説というのがあって、著作権は、作品の表現をそのまま使うときなどに働く権利だという権利を言った後で、「著作権を取るためには何もしなくていいのです。」と書いてあるんですね。「作品を作ったときに、自動的に権利が取れます。これは国際的なルールです。」このように書かれている。このことを私は評価したいと思います。その意味で、権利というのは教えられなければやはりわからないわけですから、子供は自然に理解していくということではないわけですから、権利は何もしなくてもあるんだという、このことをとても大事だと思います。

それで、そのことを評価した上でなんですけれども、全国の小学校六年生と中学の三年生に全員配付とおっしゃられたので、これは文化庁が監修をして、財団法人のところまでつくられたそうだけれども、御予算はどれぐらいだったのか、ちょっとこのことだけ先にお聞かせいただきたいと思っております。

○銭谷政府参考人 このパンフレットの作成、配付の予算は、予算額で五千二百万円でございます。

○山内(恵)委員 わかりました。

著作権ということを書ぶ側の子供の側からいうと、子供にとっては、先ほどの紹介、内容に書かれているように、自分も権利の主体者であって、自分がつくったものも保障されるんだ、それからもう一つ、他の人がつくった作品なり人のもの、そういうことも保障されるんだという意味で、権利は二つの側面を持っているということ、このパンフレットの中から理解できることも、私は大変よかったと思っております。

そのことでは、著作権は学習指導要領に位置づけられているから守られるということではなくて、既にある法律、今回改正される法律、批准をした条約のすべてが子供にも適用されるという考え方だと思っておりますが、当たり前のようには思いません。

すけれども、そのことでよろしいでしょうか。
○錢谷政府参考人 先ほど先生も引用していただきましたけれども、著作権というのとは作品をつくったときに自動的に付与される権利ということでございまして、これは国際的に認められたルールでございます。

○山内(憲)委員 そういう意味で、あえてこのところでお聞きしたのは、権利というのは子供自身にもあるんだ、権利は、権利の主体者である子供という発想が重要だというふうに思います。

その意味で、著作権という一つの問題だけではないと私は思っているんですけれども、子供たちは、権利というのがどういふものがあるのかということも十分理解できない問題がまだまだあります。これからのいろいろな教えていかなければならないものがたくさんあるというふうに思います。

その意味では、ちよつとこの法案とは外れますけれども、休息の権利なんというのは、当然、睡眠ですら、寝る、そんなの当たり前になっているんですけれども、休息の権利というふうにして条約で批准されているんだということを、子供たちは知らないということがあります。

その意味で、国際的にも、日本の子供たちは受験勉強などによって休息する権利も脅かされているというふうなこともあるし、保護者もそのことをわかつていないということがあるだけに、今回のこのパンフレット、大変すばらしいかつただけに、子どもの権利条約を批准してからももうやがて十年になりますが、子供たちが権利を十分わかつていないという意味で、こういうパンフレット、例えば文部省が監修をして、財団法人のどこかでつくっていただくという方法でも結構ですけれども、そういう方策が必要じゃないかというのが、今の子供たちの状況なので、これは即予算化ということまではいかないかもしれませんが、そういう必要性があると思います。突然ですが、これはきのうの質問に入っていませんけれども、大臣いかがでしょうか。

○遠山國務大臣 このインターネット時代のまんが著作権教室というパンフレットにつきまして、高い評価をいただきました。

これは確かに、子供たちも自分で知的な創作をする権利は守られるよということも書いてございますが、しかし、他人の権利を守るにはこういうことが重要ですよということがむしろ重要なんです。つまり、権利だけを教えるということではなくて、権利については義務がきつちりと守られなくてはならないということでございます。

そのことにつきましては、先般作成いたしました心のノートの中でもしつかりと、一国の国民としての権利とともに義務をきちんと考えていく、そのことが非常に大事だということを強調してあるわけでございます。

今のような、今、山内委員がおっしゃいましたような、権利についてのオンパレードの本をつくるといふのは、私としては、ちよつとそういう発想といふのはなかなか、どういうふうな意図で本当に子供たちに伝えていくのかということについては、これはきちんと考えた上でなされるべきだと思います。

○山内(憲)委員 今回、法案は、今大臣がおっしゃったように、盗作その他横行しているだけに、著作権はしっかりと守るんですよということを教えるためにこれはつくられていると思いますから、私が権利を抜き出して言っただけですけれども、当然このことを守りましょうということがわかるようなパンフレットであるということの中に、しかし、自分がつくったものも権利としてあるんだよという意味で私は読み取ってほしいという趣旨ですから、どうぞ御理解の方はそのように押さえていただきたいと思っています。

その上で、法律というのは、当然皆さんに守っていただきたいことをつくっていくわけですから、そのとおりだと思います。

そのことで今あえて言ったのは、権利オンパレード、義務は子供たちが負わないという発想ではなくて、子供たちは学校でも相当たくさんさんの義務を言われます。その意味で、自分の権利といふのは本当に十分わかっていないということも含めての質問だったんですが、これはきょうの審議とはちよつと横に外れますから、あえてそんなに追及はいたしません。

子どもの権利条約にかかわっても、心のノートだけではなく、こういう条約のPRの仕方という意味で、条約を批准するときに、一枚のポスター裏表だけを張ったのが、私が学校現場にいたときに、文部省として当時出てきたものでありまして、その後、こういうようなパンフレットを自治体に任ざられていて、自治体でつくって、前の答弁のときにも自治体それぞれやっていたというお話でしたけれども、やはり私は、そういう条約を批准したときこそ文科省としてこういうものをつくる必要があると思いますので、それはまた改めて思います。つくってほしいという要望を持っているというところを受けとめておいていただきたいと思います。

その意味で、権利に関してちよつともう一つ追及したいことがあります。

一昨日、札幌南高の君が代問題のことについて、児玉議員がおっしゃったんですけれども、実は、その大分前に私も、南高の問題が、子供の意見表明権にかかわって、札幌弁護士会が、強制をすることは子どもの権利条約の意見表明権に反するんだということの答えがあつて、そのことをどう思いますかということをお話を大臣に質問しましたとき、大臣は、この君が代問題は学習指導要領に載っているんで、これは子どもの権利条約の言う子供を対象とするものではないとおっしゃったのは、私は納得をしていないんですね。間違ひではないかと思っています。

条約というのは、日本が批准をしているわけですから、すべての子供に当てはまるものです。だから、今回も、当てはまるか当てはまらないかでなくて、著作権というのがあるって、そしてこの権利は、子供たちは教えられることは必要だと思うのは、学習指導要領にあるからではなくて、そのことによって子供たちは学ぶという意味で、このことの必要性を皆さんおっしゃったんだと思うんですね。

著作権をどういふものなのか、自分はどういう権利を持っている、相手の権利をどうやって守っていくかも条約によるんだということでの質問と、私は、君が代問題も同じだと思います。子どもの権利条約の意見表明権は当然対象になると私は思いますが、いかがでしょうか。

○遠山國務大臣 今の御質問の趣旨が必ずしも私には明快でございませぬし、私が何か答弁したときのことについても引用していただきましたが、それはよくそのことを見てから答弁させていただきます。

○山内(憲)委員 それは、きょうはこのことが主ではありませぬので、は、また改めて、あのときの回答そのまま使つて質問したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。(発言する者あり)

○河村委員長 御静粛に。

○山内(憲)委員 それでは、今回の学校教育を通じての著作権思想の普及啓発を進めるということについては大変重要だと思ひますし、教職員にも広めるということが大変重要だと思ひます。

そのことにつきましてですけれども、著作権の普及啓発につきましては、文部科学省だけでなく、さまざまな団体も取り組んでいるというふうな聞いています。このような取り組みがほかにもあるのかどうか、把握していらつしやるでしょうか、お聞かせください。

○錢谷政府参考人 著作権に関する普及啓発活動につきましては、文化庁がみずから行うことはもちろんあるわけですが、それ以外に、著作権にかかわります団体、例えばJASRACでございまして、日本レコード協会とか、そういった関係団体の方々、それからもちろん都道府県、市町村といった地方公共団体の方々、幅広い方々がこの著作権思想の普及啓発には御尽瘁をいただいていると理解をいたしております。

○山内(恵)委員 今そちらでも把握していらつしやるようですから、わかりました。

文部科学省だけではなく、民間でやっている方たちとそれぞればらばらに行うというよりは、どうぞ連携してそのことを強化していただきたいというふうに思います。

最後の質問になりますが、今回の法案は世界に先駆けて評価できるという法案内容で、私もよかったですと思いますが、あと批准していない国々がまだありますし、今後のWIPOというんですか、そちらの方での課題もあるだけに、日本政府としては音だけではなく映像もということであつたと思いますが、この後、国際的な審議の中で、日本政府としてはどのような形でこの未批准国の問題や次の課題の部分に参加していこうとお考えになつていらつしやるか。世界に広めるという意味で、先ほど三カ国しかやっていない例のことをお話になつていましたけれども、どのような考えでいかれようと思つていらつしやるか、お聞かせをいただきたいと思います。(発言する者あり)

○河村委員長 少し御静粛にお願いします。私語が聞えます。

○遠山国務大臣 現在、WIPOにおきまして、インターネット時代に対応した視聴覚的実演及び放送機関の権利の拡大に関する新たな国際的ルールの検討が行われているところでして、このうち、視聴覚的実演に関する条約につきましては、平成十二年に外交会議が行われましたけれども、最終的な合意に至らず、条約の採択は見送られたところでございますが、この条約については、本年九月末に開催予定のWIPO総会において、その後の検討状況について報告がなされる予定です。

それから、放送機関に関する条約につきまして、現在、各国の提案を踏まえながら検討が進められているところでございます。

日本はどうかというお話でございますが、これらの権利をインターネット時代に対応したものに改善することは非常に大事な課題であると認識し

平成十四年六月二十五日印刷

ております。従来から、条約案を提案するなど、その早期解決に向けた議論に積極的に貢献したところでありますが、今後とも、国内の実演家団体、放送機関などの関係者との情報交換を緊密に行いながら、関係各国とも連携をし、できる限り早期にこれらの条約が成立するよう、WIPOの議論の場で積極的に参加していきたいという考えでございます。

○山内(恵)委員 ありがとうございます。

私の質問の意図がよく伝わっていないという問題もあつたそうですので、改めて丁寧に説明をしましてお答えいただくようにしたいと思います。

きょうは少し早目ですけれども、本日は、いただいたお答えによつてお聞きしたいことがあつたんですけれども、私の趣旨が伝わっていないようですので、きょうはこれで終わりたいと思います。

○河村委員長 わかりました。

これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○河村委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、参議院送付、著作権法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○河村委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○河村委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○河村委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十四分散会

平成十四年六月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局